

平成27年第5回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	平成27年12月15日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	12月15日午前9時0分宣告（第2日）
出 席 議 員	<p>1 番 山 本 隆 史                      2 番 城 内 敏 之</p> <p>3 番 井 戸 太 郎                      4 番 森 田 勝</p> <p>5 番 稲 月 敏 子                      6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮                      8 番 山 田 仁 樹</p> <p>9 番 高 幣 幸 生                      10 番 窪 和 子</p> <p>11 番 下 中 一 郎                      12 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長                      岩 崎 万 勉</p> <p>副 町 長                      中 島 伊 三 郎</p> <p>教 育 長                      岡 弘 明</p> <p>会 計 管 理 者                      瓜 生 浩 章</p> <p>理事(政策推進課長)                      大 浦 孝 夫</p> <p>理事(総務防災課長)                      経 堂 裕 士</p> <p>理事(都市建設課長)                      植 田 充 彦</p> <p>理事(教育委員会総務課長)                      西 本 勉</p> <p>理事(上下水道課長)                      島 野 千 洋</p> <p>税 務 課 長                      西 脇 洋 貴</p> <p>住 民 生 活 課 長                      上 田 武 司</p> <p>健 康 保 険 課 長                      辰 巳 育 弘</p> <p>福 祉 課 長                      塚 本 敏 孝</p> <p>観 光 産 業 課 長                      寺 口 嘉 彦</p> <p>政 策 推 進 課 参 事                      巳 波 規 秀</p> <p>総 務 防 災 課 参 事                      橋 本 雅 至</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事                      松 村 嘉 容</p> <p>政 策 推 進 課 主 幹                      山 崎 孔 史</p> <p>総 務 防 災 課 主 幹                      川 西 貴 通</p> <p>総 務 防 災 課 主 幹                      岡 田 康 裕</p> <p>住 民 生 活 課 主 幹                      中 村 九 啓</p>

<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>福 祉 課 主 幹 観 光 産 業 課 主 幹 都 市 建 設 課 主 幹 上 下 水 道 課 主 幹</p>	<p>松 本 光 弘 寺 口 浩 代 竹 吉 一 人 川 口 博 司</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<p>議 会 事 務 局 長 主 幹 主 任</p>	<p>上 田 昌 弘 田 中 裕 美 竹 村 恵</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>	

平成27年第5回（12月）  
平群町議会定例会議事日程（第2号）

平成27年12月15日（火）  
午前9時開議

日程第1 一般質問

## 一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
1	2 番	城内 敏之	1 上水道施設の老朽化
2	1 2 番	馬本 隆夫	1 平群駅前線東側区域の拡幅を 2 災害時に飲料水の確保を 3 平群町公共交通空白地域の解消について 4 来年度予算編成について
3	1 0 番	窪 和子	1 「スマイル宣言」で笑顔のあいさつ運動を 2 緑のサポーター制度の導入を 3 「へぐり子育て応援アプリ」の導入を 4 若者Uターン対策で同窓会支援を 5 国道168号線バイパスの騒音対策について
4	6 番	植田いずみ	1 東山駅にエレベーターの設置を 2 多子世帯の保育料軽減制度の拡充を
5	3 番	井戸 太郎	1 将来必要な設備投資等、すべてを含んだ財政シミュレーションを 2 こども園の2歳児における募集定員の増加を 3 安全の街づくり。LED電灯の増設と防犯カメラの設置を 4 無駄な会議は、コレだ！報酬審議会
6	4 番	森田 勝	1 町から自治会への委託業務の見直しを 2 町職員等のストレス対策は 3 近大との耕作放棄地対策は町にメリットがあるのか

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成27年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程はお手元に配付いたしております議事日程表のとおり一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は11名の議員から提出されています。本日は発言順位1番から6番までといたします。順次質問を許可いたします。

発言番号1番、議席番号2番、城内君の質問を許可いたします。城内君。

○2 番

おはようございます。一番新米のくせに厚かましくも2回とも1番引いてしましまして、えらい申しわけありません。それでは質問にかからしていただきます。

まず、上水道事業について質問したいと思います。

まず質問1、上水道事業の経理が普通経理になり、企業出身の私にはよりわかりやすくなり、ありがたく思っています。老朽化した施設のこれからの更新計画と経理状況についてお聞きしたいと思っています。議員1年生として非常に初歩的な質問で申しわけありませんが、お答えください。

一般の会社では大きな計画や必ず必要となる経費については、〇〇引当金とかかくかく準備金の名目で積み立ててゆき、必要が生じればその目的に応じた積立金なり準備金を充当してゆきますが、この決算報告にはそれらしいものが見当たりません。以前にいただいた平群町水道事業ビジョン、これですね、ここの3月かな、いただいたんですが、これによりますと、この資料の中には上下水道の抱える問題やビジョンについて詳しく説明され、老朽施設の更新計画が述べられていますが、それへ向けて積立金の計上がないと実施困難ではないかと危惧しております。

平成26年度決算において、繰越欠損金の1億1,600万が制度改正に伴って解消され、反対に利益剰余金2億3,400万が計上されております。本来はこの部分から積立金に資金移動をされるのではないのでしょうか。お答えく

ださい。

次に、ことし3月に発行された前述の冊子には39ページ以降に、機能診断に基づく施設・設備更新計画に詳しく述べられています。非常に立派な資料だと思いますが、早急を要する事項とその費用をここ3年分だけでも試算願えませんかでしょうか。そして、それらを実行した場合の予想される損益はいかがでしょうか。49、50ページに、その長期的な見通しが載っていますが、短期的見通しとして達成可能でしょうか、お答えください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

それではお答え申し上げます。

最初に積立金についての御質問ですが、お述べのとおり、利益剰余金の中から経理上、積立金への処分を行って区分し、建設改良等に充てられる資金を確保しておくということは経理上重要なことです。しかしながら、平群町においては、平成26年度決算時点におきまして、過去からの繰越欠損金1億1,654万927円があり、毎年度の純利益については、この欠損金の解消に充てなければなりませんので、積立金への処分はこれまで行うことができませんでした。

また、26年度決算において、公営企業会計の資本制度改正に伴いまして、この繰越欠損金については、これまでに国からの補助金などで建設した資産を改めて償却し、その累計額を長期前受金として収益化する中で、資本から利益剰余金へ移行したことにより相殺されて解消してはおりますが、経理上の処理でありまして現金が動いたわけではありませんので、積立金への処分は当面はできないと考えております。

ただ、そのような経理内容ではございますが、その上で、昨年度にアセットマネジメントの手法により、今後の老朽施設更新計画を財政も勘案しながら策定しております。

次に、3年間程度の短期的な見通しについてお尋ねですので、平成28年度から30年度までの3カ年について概略を御説明申し上げます。

来年度平成28年度につきましては、主な更新事業といたしまして中央受水池の受変電盤の更新工事に1億円程度を予定しており、これは極力起債を財源としたいと考えておりますので、資本的収支の不足額を抑えつつ、収益的収支については、純利益は2,000万円程度発生する予測となっております。

29年度では中央受水池及び高区配水池の計測機器、制御盤等に4,000

万円。これに加えて中央受水池の耐震対策の実施を検討していきたいと考えております。損益的には26年度並みに抑えたいと考えております。

30年度につきましては、3,200万円程度で中央受水池、若葉台配水池、緑ヶ丘配水池、櫛原中継地の機器類の更新工事を予定しております。これも損益的には26年度決算並みに抑えたいと考えております。

また、各年度におきまして、老朽化した水道管の更新についても適宜実施したいと考えております。

加えて更新事業以外に、平成29年度以降は浄水設備の除却工事や県営水道移行に伴う水道管路の改良工事を実施する必要があるため、財政計画についても時点修正を行いながら、持続可能な経営を考えてまいりまして達成していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

城内君。

○2番

未処理分が余剰金については制度改正に伴う処理で、現金を伴わない名目上の経理処理であること、また、積立金を計上できる状況ではないことがわかりました。そんな中で、状況にもかかわらず県水の価格が下がったから、または利益が出たのなら、その分の水道料金を下げろとの意見がありますが、前年度決算でわずか900万円余りの微細な利益を取り崩して分けても1世帯当たりいかほどのものかと考えます。これについてはいかがでしょうか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

昨年度の純利益等についてですが、更新工事等を実施する中で、確かに収益的収支の中では純利益が出ておりますが、一方、資本的収支で大きな不足分が生じております。資本制度改正がなければ純利益は繰越欠損を埋めていくだけの経理上の数字でもございますから、別に考えますと26年度決算の時点でキャッシュフローでは2,500万円の現金が減少しております。

それと、純利益を取り崩して値下げということですが、単純に計算しますと26年度決算で912万480円の純利益がありましたが、給水件数7,751件でしたので、それで割り戻して12カ月で割りますと、給水件数1件当たり月98円の値下げというようなことになります。ただし、先ほども申しましたように、実際の現金、キャッシュフローでは2,500万の現金が減少しておりますし、なかなかそういう状況にないというふうに考えております。また、

県水の受水費の値下げに関しても、値下げ要因じゃないかということだと思っ  
んですが、一つは、例えば県水の値下げ分ですね、1トン当たり10円値下げ  
したと考えますと、仮に計算しますと、有収水量が195万8,676トン、  
10円値下げますと1,958万6,760円の給水収益が減になります。先  
ほどの純利益と相殺しますと、1,046万6,280円の欠損金が出てくる  
ということになります。そうしますと、さらに基金へ積み立てるなどというこ  
とは非常に難しくなってくるということは当然考えられると思います。

また、26年度決算時点では、水道水1トンをつくるに当たって、これは県  
水も含めてなんです、県水の受水も含めて、自己水も含めて水道水1トンをつ  
くるために240円61銭の原価がかかっていますが、その水道水を販売  
単価でいいますと206円49銭で販売しているという計算になります。よっ  
て、既に給水収益でいいますと、水1トンを売るとに三十数円のマイナスが  
出るというような決算になっておりますので、なかなか水道料金を値下げする  
という状況にはないということでございますので、御理解いただきたいと存じ  
ます。

以上です。

○議 長

城内君。

○2 番

余り実用的でない御意見であることがよくわかりました。今後も引き続き重  
要な水道施設の更新事業を計画的に進めていただき、安心・安全な水を将来に  
わたって確保できるよう健全な財政を維持していただけるようお願いしたいと  
思います。

また、先月、先々月、あっちこっこの町で水道管がドカンと破裂しており  
ますが、ああいうことのないように今後ともよろしく願いして、私の質問、  
終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議 長

城内君の一般質問をこれで終わります。

発言番号2番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○12番

議長の許可を得ましたので、大きく4点にわたり御質問をさせていただきます。  
明確な御答弁よろしく願いいたします。

第1点目は平群駅前線東側区域の拡幅を。

私は、現在の平群駅北側踏切からバイパスまで約200メートルの道路は狭  
隘で交通量が多く、交通安全上危険な道路であり、今後、駅前線が完成すれば、

今以上危険な道路になりますので、交通安全確保と利便性向上のため、早急に拡幅すべきであると平成23年6月議会、24年3月議会、25年6月議会、26年3月議会と、過去4回の一般質問を行ってまいりました。担当課長は、道路拡幅の必要性は高いと認識しております。早い段階で一定の方向性を打ち出したいので、交通量等の実態調査を行うと答弁。その後、実態調査され、平成26年度の当初予算に測量設計委託料300万円を計上。現状測量、予備設計をもとに、事業化に向け検討、また、地権者の意向調査にも着手してまいりますと御答弁されてから約1年9カ月が経過をいたしました。

平群駅前土地区画整理事業完了予定は平成29年、30年度となっております。平群駅前線拡幅事業の完成予定は、平群駅前土地区画整理事業完成予定年度に合わせた計画をされておられると思います。平群駅前土地区画整理事業は成功裏と町民に評価され、重要な幹線道路拡幅事業で、町民にとっては交通安全上、利便性向上並びに町にとって新たな公共交通ルートの確保等最重要幹線拡幅事業であります。平群駅北側踏切の拡幅、用地問題など、高いハードルをクリアせねばなりません。担当課の職員には大変御苦勞をおかけしておりますが、よろしくお願いを申し上げます。

そこでお聞きいたします。現在の平群駅前線東側区域の拡幅の進捗状況と、今後の事業年度ごとの計画についてお聞かせください。

2点目でございます。災害時に飲料水確保を。

日本は地震大国と呼ばれており、事実上、多くの地震が発生しております。また、30年以内に一部の断層帯が震度6弱以内の地震発生の予想もされております。近畿地方におきましては、海溝型地震の南海トラフ、また、震源断層の上町断層等の変動が特定予測されております。

特に地震は予測もなく発生し、大規模な被害を受けます。発生時においては被害をできるだけ少なくするために、みずから取り組む自助、地域住民が助け合う共助、国や地方公共団体が取り組む公助が重要と言われております。基本となるのが自助で、身の安全を確保し、水や飲料水など備えておくことが必要であります。

平群町の水道施設が大規模な災害を受け、給水不能となった場合、県水施設では地震時に水の確保として耐震浄水場や調整池及びポンプ場には緊急遮断弁が設置され、震災直後から県民の5日分が緊急給水量として確保される施設が整備されております。県水道局の平群町内施設としては、白石畑地区の平群調整池には1万1,500トンの容量、また、平等寺地区の新平群ポンプ場には4,600トンの容量が緊急時給水量として確保されておりますが、平群町、三郷町、生駒市への県水送水施設であり、震災直後には平群町だけの緊急給水

施設にはなりません。

現在は県水施設の平群調整池から平群中央受水池に受水しております。平群町公営企業は今後の方針として自己水をなくし県水100%依存を目標にされておられますが、災害時、災害後の飲料水確保については、水道施設の耐震化を進め、発生被害の抑制を図るとともに、緊急給水及び復旧体制の確保を図らなければなりません。

そこで、最重要施設は2基の中央受水池であります。施設は昭和52年、53年度に2基建設され、合計容量は6,300トンの施設であります。建設時から約40年が経過しようとしております。震災時の生命維持のために必要な確保水量は、発生から3日までは1日1人3リットル、また、4日から10日までは1日1人20リットルと言われております。町民の生命維持のために必要な緊急用水確保に、中央受水池施設の耐震診断等の速やかな対応をしなければならぬと思っておりますが、どのようにお考えでございますか。

3点目でございます。平群町公共交通空白地域の解消について。

現在、コミュニティバスは公共交通空白地域の解消として、平成23年度から27年度の5年間の試行運行をされております。運行評価基準は目標利用者数達成の場合は運行継続、または目標利用者数未達成の場合は事業の縮小、そして、最低需要基準未達成で2年連続の場合は事業廃止を前提とした代替手法の検討となっております。

ことしの3月議会では、コミュニティバス運行評価において2年連続最低需要基準未達成ルートが存在しながら、事業廃止を前提とした代替手法の検討としているにもかかわらず、3カ年間代替手法も検討されておりましたので、評価基準を遵守すべきと指摘、いつごろ検討されるのかと質問をいたしました。町は最低需要基準を達成できないルートについて、運行評価は平成26年度をもって終了計画であったが、27年度まで1年間継続し、運行評価を検証する。コミュニティバス代替使用については、検討の中でデマンドタクシーも探っていきたいと御答弁がされました。

ことしの9月議会において、26年度のコミュニティバス運行評価基準検証では、西山間ルートは最低需要基準を大きく達成され、クリアされ、目標利用基準に近づき、運行継続。また、南北循環ルート及び南ルートは2年連続最低需要基準未達成で、事業廃止を前提とした代替手法の検討結果となりました。運行評価基準では、南北ルートは既に平成23年、24年度実績において、2年連続最低需要基準未達成で事業廃止を前提とした代替手法の検討結果となっているにもかかわらず、町は基準を履行せず無視し、平成25年、26年度も最低需要基準未達成のまま基準を無視し、現在も運行継続されており、運行評

価基準を遵守すべきと再度強く指摘をいたしました。町長は、できるだけ早い時期に代替使用も検討し、議会議員に提示し、意見を聞きながら公共交通会議に諮り、28年度から代替手法を取り入れた地域公共交通を構築していきたいと御答弁をされました。

11月21日の住民説明会におきまして、住民からデマンドタクシーについて協議をしていただきたいとの質問に対し、町長は、デマンドタクシーを導入しないのは、コミュニティバスとデマンドタクシーが競合し、どっちつかずになると思います。現行のコミュニティバスを頼りにされている方もおいでになります。また、コミュニティバスとデマンドタクシーを運行しますと大変な財政負担となります。健康な高齢者にはバス停まで歩いていただき、歩けない方には福祉施策を活用していただくのが平群町に合った公共交通になると思いますと御答弁をされました。

そこでお聞きします。

まず1点目、9月議会では、できるだけ早い時期に代替手法も検討し、議会議員に提示し、意見を聞きながら公共交通会議に諮り、28年度から代替手法を取り入れた地域公共交通を構築していきたいと答弁されましたが、27年度も残り約3カ月となりました。時期的には28年度予算編成期であり、代替手法案はできていると思いますが、お答えください。

2点目、住民説明会において、町長は、デマンドタクシーを導入しないのは、コミュニティバスとデマンドタクシーが競合し、どちらつかずだと思いますと答弁されましたが、利用者にとっては選択の幅がふえてよいことではないですか。また、コミュニティバスとデマンドタクシーを運行しますと大変な財政負担となりますと答弁されました。財政負担を考えるならば、平成26年度のコミュニティバスの収支率は4.02と7.7%で、隣の三郷町のデマンドタクシーの収支率は約30%であります。そして、健康な方にはバス停まで歩いていただき、歩けない方には福祉施策を活用していただくことと答弁されましたが、歩けない方には福祉タクシー、社協等の有償輸送サービスを利用されますが、対象者が限定されております。利用したくても利用できない対象者外の移動手段をどのように考えておられるのか。議会での答弁と反するお話をされましたが、真意をお聞かせください。

3点目、増加する高齢者等の日常生活利便性向上と税の公平性から、現状のコミュニティバスを1台減便し、公共交通空白地域の解消できるデマンドタクシーを導入すべきと思いますが、どのようにお考えでございますか。

大きく4点目、来年度予算について。

北海道夕張市が財政破綻をきっかけに、国は自治体の財政破綻を未然に防ぐ

ために自治体財政健全化法が平成19年に制定されました。

財政健全化の具体的な指標は、1、実質赤字比率の早期健全化基準であります。市町村の財政規模に応じ、11.25%から15%、財政再生基準は20%であります。

2番目に、連結実質赤字比率の早期健全化基準は、実質赤字比率の基準に5%を加えたものがございます。

3番目、実質公債費比率の早期健全化基準は、地方債協議・許可制において、一般単独事業の許可が制限される基準が25%であります。財政再生基準は、地方債協議・許可制において、公共事業の許可が制限される基準が35%となっております。

4番目の将来負担比率の早期健全化基準は、350%等の基準が設けられております。

財政指標4区分のうち、前年度決算の内容が1区分でも早期健全化基準に達している場合は、その年度に地方公共団体の町が早期健全化計画を策定し、議会の議決を得ることが義務づけられております。奈良県下におきましては、過去に上牧町と御所市が財政健全化団体と指定され、現在は早期健全化計画が完了されております。

財政健全化団体に指定されれば、例えば、自主財源の確保、町税及び公営住宅使用料の徴収強化や町有地財産の売却など。また、人件費の抑制、特別職の手当・報酬の削減、職員数・給料の削減など。また、公債費の抑制もあります。そして、公共施設の管理運営について見直しがされ、施設の休止・縮小、民間活力の導入などもございます。補助金等の削減であります。これにつきましては団体運営補助金等の廃止・凍結などもございます。また、公債費の負担金の平準化、繰り上げ償還の実施、県から健全化貸付金、無利子貸し付けの活用など、早期健全化計画と計画期間を設定しなければなりません。

平群町の過去5年間の健全化判断比率及び借入金の推移を言います。平成22年度の実質赤字比率はマイナスの1.9%、連結実質赤字比率はマイナスの12.8%、実質公債費比率は12.1%、将来負担比率は225.2%、及び借入額といたしまして、これは町債、公社の借り入れから積み立てを差し引いた額でございます。118億8,432万3,000円。平成23年度の実質赤字比率は0.0%、連結実質赤字比率はマイナスの11.1%、実質公債費比率は13.8%、将来負担比率は211.9%、及び借入額は117億7,629万2,000円であります。24年度の実質赤字比率はマイナスの3.6%、連結実質赤字比率はマイナスの16.5%、実質公債費比率は14.4%、将来負担比率は235.6%、借入額は120億2,490万7,000

0円。平成25年度の実質赤字比率はマイナスの3%、連結実質赤字比率はマイナスの13.3%、実質公債費比率は14.9%、将来負担比率は209.7%、及び借入額が124億8,405万7,000円であります。そして、26年度の実質赤字比率はマイナスの3.8%、連結実質赤字比率マイナスの11.8%、実質公債費比率は13.7%、将来負担比率は221.1%、及び借入額は130億7,073万5,000円の決算推移であります。

また、奈良県下の市町村財政における各区分の財政健康状況に対する平群町の診断結果でございます。平成25年度の実質赤字比率はマイナス3.01%で、県内6位の健康黒字でございます。26年度は前年度より0.79%増のマイナス3.8%で、健康黒字でございます。平成25年度の連結実質赤字比率はマイナスの13.34%で県内12位で、健康であります。26年度、前年度より1.54%減のマイナス11.8%の健康であります。平成25年度の実質公債費比率は14.9%で、県内ワースト7位で要治療。26年度は、前年度より1.2%減の13.7%で要治療。今後は地方債残高などの負担総額が大き過ぎるため返済が重くなるということでございます。平成25年度の将来負担比率は209.7%で、県内ワースト2位で要治療であります。26年度は、前年度の11.4%増の221.1%で要治療でございます。将来、財政を圧迫する将来負担比率は負債の規模が大きいため、財政運営上苦しい状況が長く続くということでございます。

また、自治体における財政の弾力性の度合いを判断する指標の経常収支比率は、26年度は94.4%台で要治療であります。100%を超えると重症となって入院治療が必要となります。

そこでお聞きいたします。平成28年度予算についても、各課に対して前年度から増額を認めず、伸び率ゼロ%に抑制するゼロシーリングを予算編成方針と考えられておられますか。

はい、2点目、平成26年度においてゼロシーリングを達成した課は何課で、達成でき得なかった課は何課ですか。また、でき得なかった課については課ごとに分析されていると思いますが、分析結果とでき得なかった課について、今後の予算編成にかかわる対応をどのように考えておられますか。

3点目、平群町の平成27年度住民説明会資料では、少子高齢化及び人口減において財政健全化の取り組みを継承しながら、より一層の財源確保と経費の節約に努めるとの方針であります。開発公社解散に伴い第3セクター債、幼保一体化施設建設、平群小学校大規模改修などの公債費増、また、今後予定されております平群駅前土地区画整理事業完了に伴う保留地処分の損失補填、待ったなしの廃棄物処理執行に伴う高額な費用、(仮称)文化センター・図書館

建設に伴う建設費、高齢化に伴う扶助費増など、厳しい財政状況の見通しであります。平成28年度予算において、今までの考え方では今後予想される財政危機は乗り切れないのではないかと思います。平群町がもし早期健全化団体に指定されれば、住民にとって大きな悪影響を及ぼします。住民の信託を受けた執行機関の町長はもちろんのこと、私たちチェック機関の議員も責任を問われると思います。ゼロシーリングは財政カットにはなりますが、無駄な事業は継承する可能性があります。私は、財政危機を乗り切るためにも、前年度予算ゼロの新規予算として検討するゼロベース予算編成を考えなくてはならないと思いますが、どのようにお考えですか。

以上、4点について、よろしく明確な御答弁をお願い申し上げます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、議員1点目の平群駅前線東側区域の拡幅についての御質問にお答えをいたします。

昨年度に当該路線拡幅に係る現況測量及び予備設計業務に着手をし、道路の線形や幅員構成等の検討を行いました。内容としましては、既存道路を一部拡幅して片側に歩道を設置し、歩車分離を行うことにより利用者の安全対策を図りたいと考えております。その予備設計をもとに本事業における問題点や課題を整理し、一部地権者との予備交渉も含めて取り組んでまいりました。

用地の取り組み状況でございますが、今年度で地図訂正等の業務には着手をしておりまして、年度中には完了する予定であります。あわせて、用地でございますが、関係地権者との交渉も進めておるところでございます。踏切の拡幅につきましても、近鉄との整備内容や費用負担について協議を進めているところでありまして、この近鉄の協議につきましても今年度中には事前協議書の締結を行うという予定であります。また、踏切西側の区画整理事業、駅前ロータリーとの整合性や安全対策についても、組合とも調整を図っておりまして、また、あわせて警察協議も進めておるところでございます。

このような関係機関との協議や地権者との用地交渉の状況を踏まえまして、次年度に詳細設計を着手できるよう引き続いて取り組んでいきたいと考えております。

議員御質問の年度ごとの事業計画でございますが、詳細設計業務の成果をもとに実行予算を算出することによりまして、年次計画が立案できると考えておりますので、よろしく申し上げます。

今後、踏切拡幅の問題や地権者の理解と協力、さらには財源の確保など、課

題を段階的にクリアをしていく必要がありますが、本路線の安全対策や区画整理事業との整合性を図る必要性があることから、早期に工事が着手できるよう鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

担当課長におかれましては、近鉄、非常に難しい踏切の拡幅につきまして、いろいろ御努力、今、経過を聞かしていただきまして本当に頭の下がる思いでございます。用地の地権者についても、この理解が大変大事でございまして、用地がある程度確保できれば、その事業の道路事業におきましては90%の事業が完成できるというふうにも言われております。あと、用地の問題については非常に高いまたハードルがいろいろとあります。その点、またひとつ鋭意努力していただくという御答弁いただきましたので、今後も土地区画整理事業が完成できます29年、30年を見据えながら、ひとつそれに向けて完了していただきますように、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで一つ、町長にお聞きいたします。財政が厳しい折でございます。この点について、町長、この拡幅につきましては、財政的にどのようにお考えでございますか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

当然、本事業の完成ということであれば、当然のことながら一定の財源が必要になります。私どもも歩道改修ということで、拡幅ということで安全対策も含めて、これは県の補助事業、また、国の補助事業も含めて、国、県とも共有する中で、できるだけ有利な、そういった制度に採択していただけるように、そういった形でも進めておるといふことで、できるだけ手順を踏んで段階的に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長

馬本君。

○12番

町長御答弁していただけなかつたことが非常に残念でございますが、ひとつ有利な補助事業のメニューを探っていただきまして、1日も早くこの東線の拡幅ができますことを心よりお願ひを申し上げます。

この点について、これで結構です。

○議 長

2点目の答弁、上下水道課長。

○上下水道課長

次に、災害時に飲料水の確保をとという御質問にお答えいたします。

奈良県水道局の施設である平等寺の新平群ポンプ場と白石畑の平群調整池は十分な貯水容量が確保されておりまして、緊急時のための応急給水栓も設置されておりますが、御指摘のとおり、その全ての水量を平群町で利用できるわけではありません。よって、平群町の中央受水池において震災発生から3日ないし10日までの期間に必要な飲料水を確保するという意味においても、耐震対策が重要であることは議員お述べのとおりです。阪神淡路大震災、東日本大震災においては、中央受水池などのPCタンク自体が崩壊するような被害は見られませんでした。主に地盤変状による水道管の接続部分の漏水被害が顕著であったため、受水池からの送水管に緊急遮断弁を設置するというようなことが優先されると考えております。

なお、中央受水池は最も重要な施設であります。耐用年数を超過しております設備の更新工事として、平成26年度には送水ポンプ4台を4,782万5,000円で実施し、平成27年度では送水ポンプ操作盤の更新工事を6,454万2,000円で現在実施中であります。平成28年度では、高圧受変電盤の更新に約1億円程度を予定しておりまして、あわせて受水池PCタンクの耐震診断及び耐震化工事の詳細設計の実施を予定しておりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議 長

馬本君。

○12番

この件につきましては、先ほど城内議員に質問を一部されておりましたので結構かと思いますが、違った角度といたしまして、28年度で詳細設計、診断の委託料を計上されるという御答弁をいただきました。手順として、災害はいつやってくるかもわかりません。その診断結果で29年度には工事せねばならないというふうになれば、その点は29年度にでもすぐ着手するというようなお考えはお持ちですか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

当然、詳細設計できますと、その費用についても明らかになりますので、そ

の財政計画の中に組み込んで、何とか29年度で実施できるようにしたいというふうには考えております。

○議長

馬本君。

○12番

29年度にもしも診断結果ですよ、診断結果がこれは改修せねばならないというふうになれば、29年で実施、改修のほうを考えてるということで、ひとつよろしく願いしたいなと思います。

この点についてはこれで結構です。

○議長

次、3点目の答弁、総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きな3点目の公共交通の空白地の改修についての御質問についてもお答えいたします。

1点目の平成27年度最低需要基準未達成ルートの代替使用についての御質問でございますが、コミュニティバス運行の事業検証については、当初計画の平成23年度から平成26年度の期間において検証期間は過ぎておりますが、引き続いて継続させていただいております。平群町地域公共交通総合連携計画に示されているように、最低需要基準の未達成ルートについては、減便せざるを得ない状況であることとし、検討をまいりました。

そのような中で、9月以降のコミュニティバスの利用状況であります。南北循環ルート、南ルートは乗降客数が増加傾向にあり、このままの状況で推移しますと27年度末において最低需要基準の1万8,200人をクリアできる見込みと予想しているところであります。そのため、今年度末まで乗降客数の推移等を検証させていただきたいというふうに現在は考えております。

そして、駅周辺整備事業により、駅前広場ロータリーや平群駅前線の完成が予想され、また、国道バイパスの商業店舗の活性化等によりまして、今後、平群駅前線東側区域の道路拡幅整備も現在計画されております。コミバスルートの各ルートもバイパスから平群駅前への乗り入れが可能となり、無駄なくコミバスを運行でき、交通の流れも活性化されることが予想されます。コミバス利用者の利用性がさらに向上し、乗降客数を増加させていくことが可能となるように考えております。住民の皆様喜んでいただける利用しやすいコミバスを目指してまいりまして、もうしばらく町といたしましては現在の状況を勘案しながらですね、まだこのまま継続をする必要があるというふうに考えております。

代替手法の取り入れた公共交通の構築につきましては、今後も引き続いて継続して検討してまいりたいというように考えております。

それから、2点目の住民説明会での町長の答弁ということでの御質問でございますが、これはある自治体の事例を出して発言されたというふうに思っております。

以前、町職員でその自治体に公共交通について視察研修にまいりまして、そのときにお聞きした内容がコミバス運行を以前より実施しており、コミバス運行を廃止してデマンド交通を実施しようとしたところ、住民様の反対等意見がありましてですね、現在は結果的にコミバスとデマンド交通、両方を実施しているというふうにお聞きしております。コミバス運行を実施していて、新たなデマンド交通を実施しようとした自治体の例を発言されたということで御理解賜りたいと思いますが、町長としては、健康な高齢者の方には公共交通を利用していただき、歩ける方については福祉制度を利用していただきたいという町長の考えを述べられたというふうに理解をしているところであります。

それから3点目の高齢者福祉施策及び税の公平性の観点から、コミュニティバスの減便、デマンドタクシーの導入についての御質問でございますが、御提案いただきましたデマンドタクシーの導入につきましては、バス利用が困難である移動困難者の支援ができるという利便性の向上や、いろんな観点からも検討が必要と考えておりますが、本町といたしましては、これまでコミュニティバスを拡充をして、毎年利用者の要望や意見を反映させながら、ルート・ダイヤを改正し利用者の増加及び利便性の向上を目指してまいりました。

今後におきましては、1点目の御質問にもお答えをいたしましたとおり、本年度末まで乗降客数の推移を見さしていただきまして、今後、平群駅前線と駅前ロータリーの完成、もう少し時間がかかるわけでございますが、また、平群駅前から国道バイパスへの交通が活性化されることが予想されます。バイパスから平群駅前までの東側の道路拡幅が予想されるという、そこも見据えながら、もうしばらくの間、今現在の3便、3ルートを検証させていただきたいというふうに現在は考えておるところでございますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

住民の皆様方の立場に立って、また、各方面からの御意見、御提案を賜りながら、現在運行している事業の検証を行った上で、公共交通の総合的な方向性についても検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長

馬本君。

○ 1 2 番

質問に対する御答弁になっていないというのがまず 1 点目でございます。1 点目については、時期的には 28 年度予算編成時期であり、代替手法案はできているのか、できていないのかという質問でございました。まず、この質問に対する明確な御答弁をぜひお願いいたします。

2 点目につきましては、町長は住民説明会の中で、町長は一つの例を、あるところを挙げただけであって真意ではないというようなお話でございましたが、その市へ私は行ってまいりました。それ以後に行ってきました。お話も聞いてきました。それはね、僕が非常に残念なのは、その市の住民説明会ではないわけでございまして、平群町の住民説明会でありました。そのときに、ある地域の方がデマンドタクシー導入について、ちょっと町長、協議をしていただきたいと質問されたにもかかわらず、町長は先ほど私が述べましたような御答弁をいただきました。これがよその例を出しただけの発言、答弁でしたということは、私は理解できない。

そこで、本当に町長の真意はどう思っておられるかということ、あえて百歩譲ってそのことについては置いて、町長は今現在その真意はどのように思っておられるかについて明確な御答弁をお願いしたい。

3 番目につきましては、要するに、1 点目と 3 点目は質問はかぶるというふうな御答弁をいただきましたけど、全然かぶってないわけでございまして、私はきちっとそこを分けてるわけでございまして、それはそれとして、この件につきましては、もうしばらく継承したいということをお答弁いただき、また、平群の駅東側の拡幅につきまして、できたならまた新しいルートできます。ということは、29 年、30 年度を目指してあと 3 年待ちなさいというふうなニュアンスにも聞こえるわけでございます。

そこで、再度お聞きいたします。3 番目について再度お聞きいたします。平群町において、平群町公共交通連携計画におきまして、評価基準はどのように認識されてるかということ、そっからまず御答弁いただきたいと思えます。

○ 議 長

総務防災課長。

○ 総務防災課長

再質問の 1 点目の代替手法を検討したのかということでございますが、代替手法については検討はしておりますが、以前の 9 月議会でそういうような答弁もさしていただいておりますが、それ以降、先ほど申しましたように、利用乗降客数が増加傾向にあるということが徐々に明らかになってきて、代替手法につ

いては継続的に検討しているということで、もし、最低利用基準に達しなければ、やはり連携計画の中では廃止あるいは代替手法というふうになっておりますので、我々といたしましては検証期間が現に今過ぎておりますので、もし、最低利用基準に達してなければ、そのルートは減便せざるを得ないということも頭に入れて検証してるわけですが、今このような状況でありますので、もうしばらく継続してバスを走らしていきたいなというふうに考えているところでありまして、これが答えになってるかどうかわかりませんが、今のところ町としては苦しい選択の中で今現在継続させていただいてるということで御理解いただきたいと思っております。

それから、2番目の町長の本心はというところでございますが、それについては町長から御答弁あるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それから、3番目の3年、いわゆる駅前線が今現在、来年度その拡幅区間においての詳細設計が予定されてるということで、議員御指摘の期間につきましては、当然、用地交渉もございまして、しばらくかかるかというふうに思いますが、我々といたしましては、その道が拡幅されたときには、今のバスルートをもう一回見直しを図って、無駄なくバスが走行できるんじゃないかと。バイパスから今現在は入ってくる道がございませぬので、その辺も含めまして、1点目と同じ回答になるかわかりませんが、我々といたしましては、少し期間がかかりますけども、その状況の中で何とかこの3便、当初計画した3ルートを継続して走らしていきたいという思いは持っておりますので、そこは御理解いただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長

町長。

○町 長

2点目の私の真意についてお尋ねでございますので、お答えさせていただきます。

9月議会で御答弁申し上げましたとおり、これまでコミバスの廃止あるいはまた代替手法につきましても検討は現在しておるところでございますが、先ほど課長が答弁申し上げましたように、ここ4月からの乗客数が例年になく伸びているという状況がございまして、このままいけば最低需要基準1万8,200人に到達する可能性も非常に出てきたわけがございまして、現に、1万8,000人近い方が乗られているバスを直ちに廃止することもなかなか難しい状況に来ているのかなと思っております。

そういった中で、11月21日の住民説明会におきまして、住民の方からの

御質問に対して私がお答えしたことにつきましては、検討途上であるデマンドがよいのか、あるいは、また、福祉有償運送がよいのかという比較検討も現在しておるところでございますけども、まだ結論に至らない段階で11月21日の時点では、現時点のこれまで私が申し上げてきた私の思いを述べたということでございます、その点はそういうことで御理解をいただければというふうに思っております。

○議長

馬本君。

○12番

1点目はね、イエスかノーかで聞きたかったわけです。代替案できてんのか、できてないのかと。あなた方が、要するに来年度、議会に、早い時期に代替案をつくって、もしもね、そないして検討して議会に出すということで御答弁を9月議会にいただいたのかな、6月議会にいただいていますんで、それ、イエスかノーかの返事で結構です。もう改めて聞きません。

そこで、きょう重要なことをおっしゃったわけや。全然論法上違うねん。よう聞いててや。公共交通連携計画におきましては、ここ大事やで、26年度で終わってるわけや。なぜならば、最低需要基準未達成の場合は、2年連続だった場合は代替手法ってなってる。ということは、2年間で基準とされるのがこの基準になってるわけや、評価基準、検証基準。そこで、きょう、先ほどこの会議録、どうせ後で起こさはったらええけども、総務防災課長は検証期間は過ぎておりますというふうに明言されたじゃないですか。これが正解なんですよ。

町長、あなた勘違いされてる。2年が基準になるなら、27年度の評価は2年間見なければならぬというのが基本やねん。総務防災課長は正しい御答弁、私もそう思ってるよ。この27年度の乗客がふえてる、乗降客がふえてる、それについてもうちょっと検証して見てみる。まして、駅前の関係で29年度、30年、あと3年ほど延ばしたい。これどうなるの。ほな、連携計画というのは、公共交通連携計画の評価基準というのは、ないんですか。私から見れば、26年度で切れてるんですよ。切れてるんですよ。総務防災課長もそのようにおっしゃった。切れてますねん、本当は。

あのね、町長、私ね、それなら一つ御提案さしてもらいましょう。もう過ぎた話はやめましょう。もう財政的な収支率の関係も。前向きな話、ちょっと町長さしていただきます。町長は3ルートどうしても走らしたい。また、駅前線についても今度東側について拡張される。ここへ、平群の駅が一つのハブとなって南北循環ルート並びに南ルート、西山間ルートと、3ルートを構築したいというふうにお考えだと思います。そこで、町長、一つそこへデマンドタクシ

一考えていただいたらどうですか。なぜならば、私は財政厳しいと思ってるから3便を1便減らして、その財源をもってデマンドタクシーを導入されてはいいかがですかという御提案をずっとさしていただいた。私はコミュニティバスをなくせって言うたことないですよ。一切言うてませんよ。コミュニティバス3便あるうちの1便だけ減便されて、そこの財源をもってデマンドタクシー導入されてはどうですかと、こういうふうになんてお話ししてきたつもりでございます。

町長、高齢化の平群町でございます。高低差もでございます。まして、平群町の住民の3分の1、若葉台、ローズタウン若葉台、椿台、緑ヶ丘、菊美台、平群町の住民の3分の1がそこにお住まいでございます。そこにはコミュニティバスのルートが一切走っておりません。今後も非常に一部については難しいと思います。これは路線バスとの競合が問題とかいうふうにおっしゃった御答弁は、今も記憶に覚えています。

町長、3ルートを確認しましょう。そこへデマンドタクシー導入されたらどうですか。その点どうですか。検討していただけますか。ここで明言してくださいって言いません。あなたが、はっきり言いますよ、行政側がルールを守らなかった。公共交通の連携計画の評価基準を守らなかった。ましてや、厚かましいと言おうかな、まだ2年、3年続けさしていただきたい。何やねんそれ。というふうに憤りも感じます。けれども、利用者のこと、高齢者のことを考えますと、憤りは憤りとして私の個人的なことではございますが、ひとつ、3ルート確保並びにデマンドタクシー導入の御検討に入っていただけませんか。その点どうですか。

○議 長

町長。

○町 長

実態といたしまして、連携計画の評価基準を守っていないということはそのとおりでございます。本当にそういう点では申しわけなく思っておるところでございます。

今、御提案の3ルート維持でデマンドの導入を考えてみないかというお話でございます。まず、その前にですね、やっぱり特に南北循環ルートの乗降客が非常に最低需要基準の達成に至っていない大きな理由でございます。しかしながら、今、乗降客が伸びておるという現状でございます、議員も御指摘のように、駅前線の東側、バイパスから駅前までのルートが開通いたしますれば、新たなコミバスのルートもできてくると。そのことによりまして、バイパス沿線の活性化と駅前の活性化がお互い相乗効果を発揮いたしまして、平群町の発展

の起爆剤にもなるということでございます。

そういう意味では3ルート、3年後になるかもしれませんが、非常に重要なコミバスのルートになろうかと思っております。そのことも含めまして、しかしながら、おっしゃるように、コミバスもNCバスも利用できない人のことをどう考えるべきかという御指摘でございますので、そこにつきましても、当然検討していきたいというふうに思っております。

そうは言いましても、この最低需要基準に達しなければ、いよいよ本当にもう廃止しなければならないということにもなりかねないとは思っておりますけれども、もう将来のことを考えまして、議員御提案の3ルートプラスデマンド、あるいは、デマンドにかわる私が申し上げてる福祉有償運送になるかもしれませんが、そのことも十分踏まえながら、最後に御提案いただきました3ルートプラスアルファにつきましても、検討させていただきたいと思っております。

○議長

馬本君。

○12番

町長、よくぞ議会で言うていただきました。本当に感謝を申し上げます。私は感謝してません。正直な話、それを待ちこのんでおられる住民さんはたくさんおられると、デマンドタクシーについては。ということだけ私のほうから言っておきます。

それとね、町長、ここで大事なことを一つ言いますよ。公共交通連携計画はもう終わりました。26年度で終わりました。これをずっと続けます。これね、大事なことはね、町長、収支率なんですよ、収支率。平群のコミュニティバスの収支率は4並びに7、8そこら辺ですよ。奈良県が示してる一つの目標は20%なんですよ、収支率がね。ということは、一定のやっぱり財政厳しい折でございますので、です、そこら辺もよく今度の最低需要基準、私自身が思ってますね、私自身は最低需要基準は終わったと思ってます。私個人的な考えは26年度で終わったと思ってます。よって、今度は収支率、いろんなものを想定しながらね、町長、3ルートを確保並びにコミュニティバスがたくさん乗っていただけるような、やっぱりそういう政策もするためにも1日も早く、今最初に御質問さしていただきました平群駅東側の拡幅ですな、これはやっぱり町長、財政厳しい折でございますが、早急に対応、来年度に向かってね、やっぱりいろいろ対応していただきたいなというふうに思います。

きょうは町長にこのように3ルート確保しながらデマンドも入る一つの政策として考えて検討していくという御答弁いただきましたので、ひとつ町長、よ

ろしくお願いいたします。

この件についてはこれで結構です。

○議長

続きまして、4点目の答弁、政策推進課長。

○政策推進課長

それでは馬本議員からいただきました一般質問、大きな4点目の来年度の予算編成につきましてお答えを申し上げます。

現在、町におきましては、10月1日に新年度の予算編成方針を各課長、所属長宛てに通知を行い、10月30日を期限に予算要求書を受け付け、その後、編成作業を進めておる状況でございます。

そこで、議員から予算編成に関しまして大きく三つの項目の御質問をいただいたところでございます。

まず1点目の平成28年度におけるシーリングの考え方についてでございます。まず、本町の予算編成方針につきまして、これまで取り組んでまいりました経過について御説明申し上げます。本町ではこれまで厳しい財政状況の中、当初予算において未確定財源をやむなく措置する状況が続いておりますが、これを回避すべく、各年度の予算編成においてさまざまな取り組みを実施してまいったところでございます。

平成20年から24年度にかけては、前年度当初予算と比べ、全体の削減率を設定した上で、各課ごとの個別の予算要求の上限枠を設定する、いわゆる枠配分方式を採用して予算編成に臨んでまいりました。平成25年、26年度については、予算編成方針通知の際に、シーリング枠等は示さず概算要求という形で一旦各課からの要求書の提出を求め、査定を実施した後に、各課ごとの要求枠を設定し、本要求をするというふうな方式を採用してまいりました。

平成27年度につきましては、議員が先ほど述べられました前年度当初予算のゼロシーリング方針ということで予算編成を採用し、シーリングを超える要求となっている課においては、各課ごとの個別事情を査定するといった方式で予算編成をしております。御質問の平成28年度予算編成におきましても、このゼロシーリング方式をもって予算編成作業を現在進めておるところでございます。

2点目の平成26年度におけるシーリングの達成でございますが、先ほど予算編成方式におきまして、平成26年度についてはシーリングによる予算編成を行っておりませんでした。27年度の当初予算におきましては、最終的に13課ございますが、13課中8課がシーリングを達成していただいた、残りの5課がシーリングを達成できなかったというふうな状況となっております。

その未達成となったところの分析といたしましては、例えば扶助費や法律で定められた給付事業といった対象人数の増加等によりまして、各課の財政努力では達成できないものや、また、施設の老朽化対策といった緊急的な対応が必要な事業。また、達成できた課におきましても、それは国の財政出動などの財政措置や、そういったものにおきまして、まあまあようやく達成できたというふうな経過もございます。いずれにいたしましても、恒常的な財政不足から厳しい予算編成となっておりますのが現状というところでございます。

続いて、3点目の項目でございますが、今後の財政需要を見込んだゼロベースからの予算編成についてでございます。

これまで回答をさせていただきました事項につきましては、予算編成の手法、事務的な方式について述べさせていただきましたが、議員が述べられたゼロベースの予算編成については一定必要であるというふうに十分認識をしておるところでございます。

平成28年度予算におきましても、漫然と既存事業を継続することなく、総合計画に掲げられましたまちづくりの推進や人口対策、また、現在策定しております地方創生を推進するため、限られた財源を最大限活用し、住民の皆様の行政に対する満足度を高め、次世代に引き継ぐまちづくりのための戦略を推進できるよう予算措置を行うものとしております。

特に申し上げますところで、前例踏襲といった規定概念を廃し、安易に新規・増額の要求を行うことのないよう全ての事業をゼロから見直しを行うと。また、事業の目的、費用対効果等を検証しながら、その事業の必要性や優先順位を十分に見きわめ、事業それ自身のいわゆるスクラップ・アンド・ビルドといったところでございますが、それを推進することを念頭に前例踏襲主義を払拭するゼロベースでの予算編成を尊重しているところでございます。いずれにいたしましても、本格化してまいります予算編成におきまして、議員御提案のゼロベース主義を踏まえ、厳しい財政状況でより高い行政サービスが提供できる予算となりますよう、住民の皆様の満足度を高める新年度予算を編成してまいりますと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

今回のその御答弁ですけど、ゼロシーリング達成した課が8課ありますよといういろいろ御答弁いただきますけど、僕、まあ、そのようにゼロシーリングについての定義は皆さん御存じのとおり、そのようにされてると思うが、検証

についてもですね、義務的経費、例えば人件費、公債費、扶助費並びに繰出金、特別会計の繰出金、どうしても繰り出さねばならない義務的な繰出金ございますね、特別会計で。そういう、ぜひとも義務的な経費をずっと検証されてるのかなと。その上で達成してるよ、してないよと。

それと、例えば福祉課の場合ですよ、介護高齢化社会におきましては、前年度実績から何%ぐらい増減率を計上した予算を通常は計上しますわね、来年度予算について、前年度実績にプラスしてね。そのように、それでもしもその他の増減によって成果として達成してる、してないというのは、これはクエスチョンの問題もありますけども、僕の言いたいのは本当にゼロシーリングの検証されてるのかなというの、非常に僕にしたらちょっと疑問視してるところでございますねけど。そのゼロシーリングをきちっと検証されることによって、僕一つ疑いがあるのが経常収支比率ですねん。この点もちょっと私はクエスチョンでございます。例えば負担金も、それと債務負担行為でございますね。この債務負担行為も必ず来年度へ計上せねばならない、これは義務的経費になりますわな。そこら辺、細部にわたって一応検証されてですね、ゼロベースでやっていただくのは、私はそれはいいと思いますねん。僕はもうそのようにせねば、これ大変な財政危機がもう目の前に見えてますしね。

こないだも議会で言いましたように、駅前やっぱり区画整理事業が完了する保留地処分地についての最初から今度これをどないするかって言えば、平群町が最終的には債務負担行為5億してるんやけど、ディベロッパーが今現在あらわれていないっていうのも現在の現状でございます。町長は将来の平群町の構想としてこないだ初めて聞きましたけども、庁舎をそこへまた持っていきたいと、集約をしたいという構想もおっしゃいました。僕もそれでいいと思います。集約すればいいと思います。そのためにも、その区画整理事業、清算終えて、地権者百五十何人の地権者に対して清算をきちっと行うためにはそのお金も必要になってくるでしょう。

ということは、先ほど言いました新たな廃棄物に対するこのお金でございます。待ったなしの政策で5億5,000万、見積もりでは。というのが、現在、こないだ新たに出てきた話でございます。私は知っておりました。それは去年委員会3回やってるんや、去年1回とその前に2回やってますんで、議員さんも皆、御承知やと思いますけどね。けれども、それはやっぱり環境、平群の環境整備せなあかんということで住民に不安を与えてはいけない。この金でも5億5,000万、これは恐らく一般財源となるでしょう。こういう財政が将来もう目の前に29年度、私にしたら29年度はもうかなりやばいなというふうに思っております。30年度もっとやばくなるでしょう、現実で。

その上においてゼロベースで、その前にゼロシーリングのやっぱり見方を再度もう一回見ていただいて、本当に義務的経費がこれだけ要ってるということをよく検証されて、投資経費はこれだけしか残っていないというふうな再度検証していただくことでどうですか。していただいた28年度にゼロベース予算方針でやっていただくということでございますねんけども、その点どうですか。もう一度聞きます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

再質問にお答えさせていただきます。

今、議員のほうから再質問いただいた内容の部分でございますが、さきの御質問の中でもおっしゃっておられました経常収支比率の問題でございます。私もこの数値については注視しておるところでございます。おっしゃられたように、ここ数年の平群町の経常収支比率、平均しますと約95に近いような、超えておる年度もございます。こういう数値の中で申し上げましたら、まあまあ、一言で申し上げたら、平群町の財政といいますのは、必要な財源のうち95%が絶対に必要な経費に回っておるということで、逆に言いましたら、投資的な経費であるとか、緊急的な事業、また、何か新規な事業っていう部分で投資できる部分っていうのがその5%ぐらいしかないのかなというふうな状況であるのかなとまず理解をしております。

そういった中で、今、議員述べられたように、義務的経費というのは、やはり95%の大半を占める経費の見直しというのが大変重要などになってくると思いますので、28年度予算につきましては、そういった義務的経費の中も、当然先ほど申しましたように、前例踏襲を廃して新たな視点でということでの予算編成常々行っておるところでございますが、特に28年度の予算編成につきましては、そういった義務的経費も検証しながら、今までやってないというわけではございませんですけども、特に注視をしながら予算編成に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長

馬本君。

○12番

努力してやっていただくことということでお答えいただきましたんで、財政厳しいっていうことはもう皆さん御存じのとおりですので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

私の一般質問はこれで終わります。長々御質問さしていただき、また、明確

な御答弁もいただきまして、本当にありがとうございました。

○議長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

10時40分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時21分)

再 開 (午前10時40分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

発言番号3番、議席番号10番、窪君の質問を許可いたします。窪君。

○10番

10番、窪でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般、通告をさせていただいております5項目について質問をさせていただきます。

まず1項目めは、「スマイル宣言」で笑顔のあいさつ運動をについて質問いたします。

笑顔のあいさつは心を明るく豊かにしてくれます。近年の急速な少子高齢化、人口減少、また、子どものいじめや自殺、暴力、虐待等のSOSなど、多くの課題が山積している今だからこそ、さわやかな笑顔が心げることが今まで以上に大切ではないでしょうか。笑顔の挨拶は好感を広げ、よき出会いを生み、その日々の積み重ねが地域のつながりを強めることに通じ、例えば災害時や病気、けがなどの緊急時にも大きな意味を持つと言えます。笑顔がはじけるところ、地域が明るくならないはずがありません。そこでお尋ねをいたします。

1点目、平群町として町をあげて「へぐりスマイル宣言」をし、笑顔の挨拶運動に取り組むことを宣言してはどうでしょうか。町民の皆さんが家から一歩出たら挨拶をすることを意識し合い、地域や学校、職場など、あらゆる場所で笑顔の挨拶をすることが地域のコミュニティーを深め、犯罪防止、そして地域全体が子どもを見守り、また、高齢者を敬う豊かなまちづくりにつながり、まちおこしになるのではないのでしょうか。

2点目、先日、住民の方が役場の本庁舎に入ると元気な声で「おはようございます」と職員さんが声をかけてくれ、1日さわやかな気持ちになったとお聞きをいたしました。大変うれしいお言葉でありました。大阪の生野区では職員

が笑顔で皆様をお迎えする「いくのスマイル宣言」という標語に沿った挨拶マニュアルを作成し、職員全員が笑顔を心がけ、区役所を訪れる方をおもてなしの心で迎える取り組みをされています。平群町役場としても挨拶マニュアルを作成し、率先して挨拶運動に取り組み、窓口サービスの向上に努めてはどうでしょうか、お尋ねをいたします。

大きな2項目めは、みどりのサポーター制度の導入をについて質問いたします。

緑豊かな自然環境がすばらしいこの平群の町に住民の皆様は愛着を持ち暮らされていることと思います。この大切な自然環境を守り、さらに、快適な環境整備をする必要があると考え、みどりのサポーター制度の取り組みをされている長岡京市に個人視察に行っていました。

長岡京市では、市民等が市の管理する公園及び道路等の緑化や環境美化活動にボランティアとして参画していただき、公園や道路をいつも安全できれいにしておくために、お一人お一人が自分でできる範囲で行動し、花を植えたり、ごみを減らすなどを行い、近隣地域の快適な生活環境づくりを進めるとともに、市内全域の緑化及び環境美化に対する市民の意識の高揚を図ることを目的としたみどりのサポーター制度を創設し、住民協働の快適なまちづくりを進めておられます。このみどりのサポーター制度を10年前から導入し、現在1,000人を超える方がサポーターとして登録をされ、右肩上がりに増加しているそうです。市内全域を視察をさせていただきましたが、本当に町全体がきれいなことに感動いたしました。さらに、同制度は先ほどの質問と関連し、緑で笑顔のまちづくりを合い言葉に、公園や道路をツールに住民同士のコミュニケーションを図る制度でもありますが、管理は行政で、ボランティアに管理を押しつけるものではなく、作業回数も自由で継続性も自由、いつやめてもオーケーという非常に柔軟で気楽に参加できる仕組みであります。

環境整備への住民意識の高い平群町においても、このみどりのサポーター制度を導入し、環境整備をさらに進めるべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

大きな3項目めは、「へぐり子育て応援アプリ」の導入をについて質問をいたします。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴い、保育を初めとするさまざまな子育て支援に関する情報提供や相談・助言等を行う利用者支援事業の実施が各自治体に求められております。そのような中、東京の世田谷区では子育て世代に広く普及しているスマートフォンを活用した支援事業が行われ、多様化する子育て家庭のニーズに沿った情報を提供するための

ツールの一つとして、平成26年10月からせたがや子育て応援アプリを公開をいたしております。核家族や一人親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などに保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに対する不安や負担は決して軽くありません。そこで、子育て世帯の多くが利用しているスマートフォンで、時間や場所にとらわれず、気楽に子育て支援に関する情報を取得できるようにすることで、子育て世帯の不安感や負担の軽減などを図ることができるアプリが有効であると考えて導入されました。

アプリを通じて提供されるサービスには、おむつがえ、授乳スペース、公園などの施設を検索できる施設マップ。また、子育て支援情報や申請手続きなどの情報を閲覧できる子育て支援ナビ。また、幼稚園・保育施設を条件に合わせて検索できる保育施設ナビ。また、登録した子どもの生年月日や住所などに合わせて健診や予防接種のお知らせを通知するお知らせ配信機能などがあり、妊娠期から小学校就学前の子育て家庭を対象に支援情報を提供されています。

利用者からは好評を得ており、アプリの公開から約1年が経過した本年9月末時点で、ダウンロード数は8,974件となっているそうです。今後、同様のアプリを開発する自治体がふえると、近隣の自治体と連携したサービスの提供を検討することも可能となり、より多くの子育て世帯のニーズにきめ細かく対応することができるようになることが期待されております。平群町におきましても、柔軟に情報提供ができるツールの一つとしてアプリの導入をして、子育て支援事業に生かしていただきたいと考えますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

大きな4項目めは、若者Uターン対策で同窓会支援をについて質問をいたします。

地方自治体の多くは若者の流出や人口減が大きな課題であり、また、晩婚化や出会いの場が少ない現状であります。そのような現状を打開する一つとして、若者のUターンを図るため、地元の学校の同窓会開催を支援する取り組みが始められております。鳥取県岩美町では10月から同窓会の開催を支援する事業を始め、既に5件の問い合わせがあり、小・中学校の卒業生21歳から49歳を対象に、15人以上30人未満の参加で5万円を助成し、100人以上なら15万円を助成するというものであります。Uターンだけでなく、晩婚につながる出会いや若者同士の交流による地域活性化も期待されております。また、新潟県十日町市でも実施され、ふるさとで過ごした日々を思い出し、Uターンのきっかけになればと期待をされておられます。平群町においても、一つの男女の出会いの場づくりとして、同窓会の開催支援に補助金を支給する事業を行ってはどうか、お尋ねをいたします。

大きな5項目めは、国道168号線バイパスの騒音対策についてを質問いたします。

近年、国道168号線のバイパスの交通量の増加により、ダンプカーやクレーン車を初め、大型貨物、重機、トラック等の大型車が増加しています。特に三里バイパスは坂道のため、沿線周辺の住宅地では夜中から早朝、日中と日常茶飯事、猛スピードで爆音を立てて走行するため、地響きで家が揺れたり、排気ガス等で体に影響が出ていると苦情をお聞きをしており、切実な問題となっております。自動車は生活になくってはならない存在ですが、交通事故や交通騒音、大気汚染問題が社会問題化しております。そこで、特に三里バイパス周辺道路沿いの住宅街への騒音や振動を減らすために、早急な環境対策が必要と考え、お尋ねをいたします。

1点目、道路事業における環境対策として、まず、三里バイパス周辺を低騒音舗装することで、騒音・振動の改善効果があると考え、早急な対応をすべきではないでしょうか。低騒音舗装とは御承知のとおり、空隙の多いアスファルト合材を使用することにより、自動車の騒音を吸収して自動車騒音を3デシベル程度低減される効果があり、この3デシベル程度の騒音低減効果は交通量が半減したことに相当する効果があります。さらに、表層の合材の空隙を通して排水される高機能舗装であるため、騒音の低減効果以外にも、その排水機能により雨天時の水はね防止やスリップ防止、夜間のライトによる路面反射を軽減するなどの効果を有し、安全性や快適性が向上をいたします。

2点目、坂道のため相当なスピードでの走行が多く、子どもや地域住民の交通安全対策として交通規制のために環境対策の補助標識をつけた速度規制の標識の設置が必要と考えます。最近、警察庁が都道府県に通達し、ドライバーに運転速度を抑えてほしい理由が添えられた道路標識が設置する動きが広がっております。現時点では、環境対策、子どもの安全の2種類であります。速度規制に納得してもらい、事故防止につなげる狙いがあります。兵庫県でも、騒音などを減らすために最高速度を40キロに規制している国道43号の164カ所に速度制限標識の下に環境対策の補助標識が設置をされています。ドライバーの意識を変える効果が大変あると考えます。

以上、5項目につきまして、端的に明解な御答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは1点目の「スマイル宣言」で笑顔のあいさつ運動をとということで、

1点、2点を御答弁させていただきます。

挨拶はコミュニケーションの基本であります。地域のコミュニケーションの活性化を図り、豊かな人間関係と住みよい生活環境を築くため、子ども同士はもとより、地域の大人が率先して出会った人に声をかけることが重要であります。挨拶を交わすことで相手の顔を確認できることや犯罪防止が高められ、効果もございます。また、挨拶をすることで近所に顔見知りが増えれば横のつながりができ、地域の雰囲気も明るくなります。

町といたしましては、議員御提案の「めぐりスマイル宣言」とは言えるかわかりませんが、そのようなことを通して、広報紙や各イベントを通じて啓発をしてみたいというふうに考えております。あいさつ運動は大変大切でありますし、強制的に挨拶をせよというところの強制も難しいところがございますが、町を挙げてこういった取り組み、あるいは啓発も含めてしていきたいというふうに思っておりますので、議員の大変貴重な御提案に対して感謝を申し上げます。

2点目でございます。2点目の平群町役場におけるあいさつについてお答えをいたします。これまでも職員の接遇について指摘をいただいていることは認識しておるところでございます。本町におきましては、本年度接遇マニュアルを作成をし、5月に職員研修を実施したところであります。御質問にありますように、挨拶についても周知を行ったところであります。しかし、全ての職員が100%マニュアルどおりできているかと言われますと、人それぞれの違いもございますが、まだまだできていないであろうというふうに認識をしております。御質問にあります例でいきますと、「いくのスマイル宣言」を参考にしながら、本庁に来庁される方々のおもてなしの心で迎えられるように、全職員に周知徹底を図っていきたいというふうに考えております。

これは先ほど1点目にも御答弁させていただいておりますように、挨拶はやっぱり人としての基本でありますので、職員がやっぱり基本を大切に、日ごろ挨拶を職員同士も含めて、住民さんにもしていくというのは、これは当たり前のことでございますので、当たり前のことをやはりきちっと職員もやっぱり認識する必要があるというふうに改めてここで思っておるところであります。やはりこれは全職員が取り組んでいく大事なことでありますので、今後、その「いくのスマイル宣言」の中を参考にしながら、職員に周知してみたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長

窪君。

○ 10 番

大変前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。本当に、この挨拶を否定する方はどなたもいらっしゃらないと思いますが、大変、この挨拶は簡単であって勇気の要ることでもあります。今、総務防災課長から本当に前向きで、もうしっかりと「へぐりスマイル宣言」という形を通じて、広報やイベントで町を挙げて啓発活動に取り組むと、大変大きな効果があるということで御答弁をいただきました。私もこのあいさつ運動、まずやはり重要だって皆さんわかってるんですけど、なかなか簡単なことほど難しいという部分があります。

一例を少し御紹介させていただきたいと思いますが、近隣の王寺にあります奈良県立王寺工業高校はかつて大変荒れた学校として有名だったそうですが、今から約20年前、一人の先生が立ち上がられ、学校を挙げての徹底したあいさつ運動に取り組む中、日本一礼儀の正しい学校になり、就職率も100%という結果が後からついて来たと、こういう本も出されており、テレビでも出たそうであります。また、自治体としても福岡県みやま市もあいさつ日本一宣言都市として取り組まれているとお聞きをしております。どちらもやはり挨拶の重要性を理解して、積極的に推進する旗振り役のリーダーが必要ではないかと思えます。その熱意がやはり大きく広げ、継続にもつながり、挨拶が当たり前になる。そして、笑顔と元気が感じられる雰囲気になったというふうな効果を上げられております。

どうか平群町といたしましても、岩崎町長をトップに、この「へぐりスマイル宣言」をしていただいて、学校や地域で根気よく広めていただきたいことをお願いします。この点につきまして、町長から御決意を述べていただきたいと思えます。

それから、職員のあいさつマニュアルですが、私もほかの議員も職員の皆さんに、本当に一生懸命仕事をしていただいておりますけれども、やはり苦情も聞くこともたびたびございます。でも、先ほど、冒頭言わせていただきましたように、役場の、入りまして「おはようございます」と大きな声で私も声をかけていただいたときは、もう大変本当にうれしい気持ちになりました。それが庁舎内、また、出先機関でも、そのようなことがあることで、財政厳しい話が大変頻繁に出ておりますが、財政の前に、やはり心ではないかと思えます。そういう観点から、この職員研修もしていただいているが、課長のほうからもまだまだ徹底不十分であるということも認識しているということでもありますので、「いくのスマイル宣言」、私も参考に出しましたが、本当に具体的なんですね、このマニュアル。窓口での10時30分から「おはようございます」、10時

30分以降は「こんにちは」と、ここまで徹底しないといけないかなというぐらいまで、また、電話の対応につきましても、本当にしっかりとしたマニュアルをつくられております。いいことはこの自治体のことも参考にしていっていきでないかと思えます。

今、それも参考に、この取り組むということで総務防災課長として人事の担当課の中心者としても挨拶を徹底して、職員の皆さんにも周知徹底することで決意述べていただきましたが、この生野区、今回、大阪24区で唯一民間の窓口の平均を上回るレベルの評価をされたそうです。これは本当に、このような基本的なところから徹底して、執念でやられた結果ではないかと思えます。やはり何事も徹底した取り組みが大事でありますので、日本一とは言わず、まずは奈良県一を目指した平群町の職員の皆様が、まずは「へぐりスマイル宣言」の先頭に立っていただき、また、職員の皆さんだけにではなく、私も議員もしっかりと取り組んで、私自身も決意をしております。それでは、町長の決意をお述べいただきたいと思えます。

○議長

町長。

○町長

お答えさせていただきます。

私も就任以来、職員には笑顔で挨拶して、丁寧な聞き取りをなささいというふうな指導はずっとこれまでしてきたところでございます。その効果も多少は出てるかなと、議員がお褒めの言葉をいただきまして本当にありがとうございます。

挨拶は人間関係のコミュニケーションの始まりというふうに私も認識しております。挨拶することによりまして、やっぱりお互いの心が豊かになりまして、先ほど課長も答弁いたしましたように、犯罪防止や、あるいは、また子どもや弱者への見守りなどにも通じていくことかなというふうに思っております。まずは、やっぱり今一度、全職員がそのことを徹底できるように、生野区の取り組みも参考にしながら、まず職員から笑顔で挨拶できるように今後もしっかり取り組んでいきたいと思えます。そして、そのことによりまして、町民の皆様全体に広がっていくように私自身、先頭に立って頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長

窪君。

○10番

大変ありがとうございます。本当に心のこもった決意を述べていただいたと

思います。

私は今回、この質問させていただくに当たりまして、本当にこの平群の町を心から大切に思ってくださいる町内の有識者の皆さんを初め、また、住民の皆様から、このような御提案をいただいて質問をさせていただいております。本当に多くの住民の皆様、町をよくしたいという思いがたくさん持ってくださいるしております。どうか、この平群の町を発展させてゆく地方創生の観点から、スマイル宣言をしっかりとさせていただいて、笑顔のあいさつ運動の実施をさせていただくことをお願いしまして、これはこれで、以上で結構です。ありがとうございます。

○議長

続きまして、2点目の答弁。政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、窪議員の2点目の御質問でございます。みどりのサポーター制度の導入につきましてお答え申し上げます。

このみどりのサポーター制度につきましては、平成26年度の平群町自治連合会の県外研修におきまして、長岡京市を訪問しており、当時の小田市長様を初め、関係職員の方よりお話を伺った経過がございます。そういったことで、事業の概要については、ある程度存じ上げてるような次第でございます。

この制度は、述べられたように、平成16年10月からスタートをされ、10年間で約100団体、1,000人の方が現在活躍をされておるといふふうにお聞きをしております。これは、地域住民の相互のコミュニケーションの醸成ややりがいの場づくりなどが大きな活動の柱であり、ボランティアの皆様方の自主的な活動を尊重することも大きな特徴とされております。そういう意味で、非常に学ぶところは多い取り組みかというふうに認識をしておるところでございます。

また、実施主体の事務局は、市民と行政の間で緑化の指導や啓発を中心とした活動を行っております公益財団法人長岡京市緑の協会が担っていることなど、行政主導ではなく、市民が自立して活動していける制度として取り組んでおられるようなところがございます。議員お述べのこのみどりのサポーター制度が、住民協働のために具体的で有益な事業であることは十分認識をしておるところでございます。

本町におきましては、現在、各公園につきましても、自治会の皆様方が日々の清掃などに取り組んでいただいております。また、竜田川まほろば遊歩道整備推進協議会など、さまざまな環境美化活動に取り組んでおられるボランティア団体の皆様活躍をされておられるようなところがございます。これらのこ

とを踏まえまして、まずは、これらの取り組みや事業などとのバランスを図る上で、既存事業でのボランティア活動を行っていただいております皆様方のサポートを引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

このみどりのサポーター制度の運営手法につきましては、今後のまちづくりの柱である住民協働という観点から参考にすべき点は多くあると考えております。今後も、ボランティア団体の皆様や町民との協働により、地域の美化の一層の推進を図っていくことを念頭に、実際に管理をお願いする場所や、管理をしていただく組織や体制づくりなどを想定し、町内で具体的な調査・研究をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。いち早く自治連合会の皆さんが、この研修に行っていたということ、私も視察に行かせていただきましたら、そこでお聞きをしまして、大変うれしく思いました。

今、課長のほうから平群町では、この環境美化に自治会を初め、多くのボランティア団体の皆さんが取り組んでいただいているということで、もう本当に私も竜田川の河川のお掃除とか、もう本当に皆さん、ボランティアの皆さん、本当に感謝やなという思いでいつも思っております。

また、みどりのサポーター制度が住民協働参画の具体的な有益な事業とも認識をされているということで、きっちりと認識をしていただいておりますが、この制度は今までの平群町の取り組んでるのにもう少し拡大をしていただきたいという思いで質問しているわけなんですね。制度、御承知のとおり、町民がサポーターとしてまず登録をしていただくと。それは登録していただきますが、今までの大きな、今既存にありますボランティア団体のきっちりしたそういうものではなくて、いつでも柔軟に気楽に参加できて、いつでもやめれることもオーケー、やめることもオーケーだという、そういう本当に自分のまず身近な道路とか側道とか、いろんな草がぼうぼうになってるところとかありますよね。そういうところを、ここを掃除をしたいから登録をしますと、そういう制度であります。

ですから、やはり今の既存のボランティア団体の皆様には大変感謝をしておりますけれども、その既存の団体の皆さんの目の行き届かないところを住民協働によってさらに地域の環境美化を進めるというものでありますので、やはり、今、具体的にいろんな手法ですね、長岡京市も別の団体にこうしてやられてい

るという部分もありますので、これにつきましては、具体的に前向きに検討されるのかどうか、再度御確認をさせていただきたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいま再質問にお答えをさせていただきます。

答弁の中で、今、議員のほうから再質問で御指摘を賜りました部分につきましては、こういったいわゆる特定の団体に属さずに、いわゆる本当に気軽に自分のあいた時間にボランティア活動していただくというふうなことは、本当に大変重要なことやと思っております。やはり一番懸念したところといたしますのは、そういった人たちをどういうふうに組織化していくのか、どのような受け皿をもって、どのような活動につなげていくのかというのが一番大事なことなのかというふうな、まず理解はしております。そういう想定をしながら、今回、御質問の中で、体制づくりなどを想定しということで御答弁申し上げたところでございますので、町内で、そういった組織、また、そういうことを担っていただけるものがあるのかどうかということも含めて検証したいというふうに考えております。基本的には総論として、非常にこれからの平群のまちづくりをしていく上で大切なことやというふうに思っておりますので、前向きには考えていきたいというふうには考えております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。ちょっと余談になりますけれども、竜田川の河川、西宮の親水公園のそばですけれども、ある一人の男性の方が約40年近くにわたって黙々とその河川の草刈りをしていただいているんです。その一部分だけ本当に常にきれいな状況です。それ以外は行政、県ですかね、行政が環境整備をしていただけてますが、その一部分だけは40年近くをしていただいている男性の方がいらっしゃる。本当にそれがいいのか、悪いのかといういろんな御意見もあるかと思っておりますけれども、本当に平群の町をきれいにしたい、このような思いの方が平群町内には意識の高い皆さんたくさんいらっしゃると思いますので、前向きに組織、そのとおりであると思っております。いいことでもすぐ、言ってしまうものではないことも認識しておりますので、しっかりと皆様のお力をお借りをして、住民協働のまちづくりを進める一つとして早期導入を御検討いただきたいと思います。

これは以上で結構です。

○議 長

3点目の答弁、福祉課長。

○福祉課長

議員御質問の3点目、「へぐり子育て応援アプリ」の導入についてお答えをさせていただきます。

子育て世帯への情報発信は非常に重要で、かつ必要不可欠であり、本町が実施をする子育て支援策においても、正確に、そして適時に情報発信ができるかは大きな課題であるとの認識をしております。

先般の補正予算で可決をいただきました地域少子化対策強化交付金事業におきまして、切れ目ない支援を目的に、妊娠期から中学校卒業までの子育て世帯に必要な情報を提供すべく、子育て支援ガイドブック、一応手元に持っておりますが、こういうものでございますが、へぐりのびのび子育て情報というのをもう試作をしております。準備を進めているところでございます。

子育て支援ガイドブックはアプリとは違いますが、子育て世帯への情報発信と地域住民全体が子育て応援をしていく上で、重要なツールとなると考えております。これは全戸配布を前提としております。また、本町のホームページの子育て支援センターのコーナーでは、支援センターの実施をする事業内容等について情報提供も行っておりますし、手軽に活用されるような構成に努めているところでございます。

スマートフォンのアプリによる情報提供についてですが、手軽に時間や場所にとらわれず、適時情報取得できるツールとして非常に有効であるというふうに思われます。しかし、アプリ導入に当たってのコストだけでなく、ランニングコストが必要になり、既に導入済みの世田谷区では初期費用で1,150万円、ランニングコストで年間400万円が必要であると聞き及んでおります。また、職員で一定の管理を行う場合にはITに強い人材の育成・確保などの課題もあり、導入するとなれば、それらのコストや課題、利用頻度を十分に踏まえた上で検討する必要があるのではないかというふうに考えております。

当面、子育て支援ガイドブック配布と合わせ、町ホームページ、子育て支援センターのコーナーの充実を図ることで対応したいというふうに考えます。アプリ導入については、地域少子化対策強化交付金事業において、子育て支援策の一つとして交付金採択されるよう調査・検討をし、県、国とも協議をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。今回の補正予算で交付金計上されておられました。今見せていただきましたが、子育て支援のガイドブック、全戸に配布されるということで、これは本当にITだけではなく、目で見ると、それも大変大事な情報発信でありますので、それは評価をしたいと思います。

しかし、今の時代は、その目で見るとアナログと、それからやはりデジタルですね、スマホとかIT、そういうもので若い方々は情報収集されるわけですね。私も町のホームページ、昨日もちょっと子育て支援の関係で、どのようにしたらすぐ見れるかということでしたけど、なかなか子育てのどこにどういう形が載ってるかというのが大変見えにくいんですね。担当課の子育てのところを検索したらだっと出てきまして、子育て支援センターやら、何々やらいっぱい出ておりました。そこには子育て支援センターのコーナーの取り組みとかは、今、課長言われましたように載ってございましたけれども、平群は他の自治体よりも子ども医療費もし、県下の市町では高校1年生終了まで通院・入院とも無料という、本当にすばらしい、何て言うんですかね、政策を実施をいただいております。また、学童保育につきましても、7時半まで見てくださるところは近隣ではどこもありません。いろんな角度から、私は子育て支援に対しては、平群町の町、しっかりと財政厳しい中でもできる範囲で一生懸命取り組んでくださってると思うんですが、それがぱっと見えないわけなんですね。全く、もう私は探そうと思ってホームページをいきます。それでもなかなか行きたないというのが現実であります。

ですので、その子育て支援のガイドブック、今、そうやって見せていただきました中身を私たちまだ見ておりませんが、そういう内容を一つのツールとして、ぜひとも私はお金、1,000万、これ世田谷区ですのでこれだけの経費だと思います。小さな町ですので、平群は。近隣町とも奈良モデルとか、いろんな取り組みで近隣町とも連携して、こういうのも取り組むこともできるのではないかと思います。やはり、ITの部分でももう少し御検討を今後できないか、アプリはすぐと言えなかったとしても、それをそこへ行きたつまでのホームページをさらにもっと充実できないかどうか、再度御質問させていただきたいと思っております。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

答弁でも申し上げておりますように、議員おっしゃってるとおり、アプリの重要性、今の時代ですので、それは十分理解をしております。先ほども言いましたように、当面、このアプリを単独導入するということを考えた場合、1,

150万の導入経費がかかるということと、規模、これは開発費用ですから、世田谷であろうと平群町であろうと費用については大幅に変わることはないというふうに思っております。ランニングコストについても変わることはないというふうに思っております。

しかし、そうはいいましても、平群町の今の財政状況では1,150万は大きいございますし、年間の維持経費400万というのも大きなものになってまいります。当面、それにかわってできることということで、先ほど申しましたようにガイドブックの作成、それと、ホームページのほう、確かに、一気に悩んでおられること、相談したいことをすぐ検索して、そこにアクセスしていくというのはなかなか探しづらい部分も含めてございます。そういう部分については、当然、改善をしていかないといけないというふうに思っておりますし、今回のここに載せさせていただいた内容というのは、世田谷のアプリの7項目のうちの大半を含んでおります。これも含めて、今のホームページの中で相談内容、質問内容に応じてクリックすれば展開できるような内容について発展をさしていく、充実をさしていくということも当然、同時に進行していきたいというふうに考えております。

それと同時に、議員提案いただきました近隣町と一緒に開発・導入ということについてもそうですが、これも合わせて近隣にも呼びかけつつ、同時に県・国に対して、この交付金の補助を受けられるようにということで積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。大変前向きな御答弁をいただいたと思います。

やはり平群はいつもですけれども、大変謙虚で一生懸命やってくさってるのに、そのことがなかなか周知するというのが大変下手ではないかと思えます。それは謙虚ではなくって、余りにも優しさがないと私は思いますので、住民の皆さん、子育て中の皆さんがここを見たらもう全部わかるんだというように、まあ、ITのこのスマホのアプリ導入はぜひとも将来的にやっていただきたいと思えます。ただ、財源的なこともありますので、それも考慮に入れながら御努力してくださるということを今御答弁いただきました。それまでの対応として、しっかりとこの今取り組んでいらっしゃる子育て支援のガイドブックとあわせましてホームページも充実をしていただくことをお願いをいたしまして、これにつきましては以上で結構です。

○議長

続きまして4項目め。政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、窪議員の4点目でございます。若者のUターン対策で同窓会の開催支援についてお答え申し上げます。

同窓会等の開催に対する助成につきましては、人口対策の一環といたしまして、定住化人口の増加を図ることや地域経済の活性化を目的に制度を設ける自治体がございます。既に実施をしておる自治体においては、一定の要件のもと、開催にかかる費用の一部を補助金として交付するというふうな内容となっております。同窓会を機会に平群町に帰省をいただき、本町の特産品を御賞味いただいたり、またお土産として御購入をいただくことは、本町の特産品の新たな販路拡大にもつながりますし、また町外からの参加者の方につきましては、ふるさと納税の周知など、納付促進などということで将来、平群町に対するお力添えを賜れるというふうなことも考えております。

また、町外で暮らされる皆様に対しましては、町内におられる方からの会話の中で町のPRをしていただくことも想定をされ、本町のまちづくりに対して興味を持っていただく場になり、一定の効果が期待できるのではないかとこのように考えております。

このような認識のもと、御提案いただきました同窓会等の開催に対する支援につきましては、新たな事業であるということや、また支援する年代の絞り込み、また支援手法、費用対効果、実施市町村や近隣の市町村の状況などを鑑み、また現在作成中でございます平群町創生総合戦略による若者施策の充実と、今回の議会の初日に可決をいただきました補正予算の中にごございます恋まち・育まち・へぐりっち、恋愛・子育て支援事業といった新たな事業展開というのも今後ございますので、そういった事業との関連性を踏まえまして若い世代の出会いの場の一つとして、今後、庁内で調査・検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。今、課長おっしゃいましたように、初日の補正予算可決しましたが、結婚から出産・育児まで切れ目のない支援として各種啓発等の予算ということで計上されたと思います。その提案の説明の中で、事業内容が示されました。その中に、若い世代の出会いの場所の設定という言葉が述べられたと思います。そういう趣旨からもこの新しい事業とおっしゃいますけれ

ども、国がこういう形で取り組んでいきなさいということで交付金がおりてくるわけですから、そのおりてくるものを別に使うのではなく、やはり的確に国が言われた方向のものに使っていただきたいと思うんですね。ですから新しい新規事業というよりも、やはりこの若い世代の出会いですね、同窓会っていうのは60歳や70歳の同窓会もありますが、でも、私が今お願いしているのは若い世代、今冒頭申しました50ぐらいまでの世代ですね。私も住民の皆さん、お母さん、保護者、保護者っていうんですかね、御両親がなかなか息子さん、娘さんが出会いがなくて結婚できないということで多くのそういう何とかならないかと。これは縁のものでありますのであれですけども、また何て言うんですかね、そういう結婚をがあと出すというのはなかなか行きにくい、そこへ集いにくい。婚活ということは、なかなか若い人にはなじみにくいっていうんですか、嫌がられるという部分が多いんですね。ですから、こういう同窓会という形で町内外から帰省をしていただいて、出会う場でそこでもしか御縁があれば、また結婚にも結びついていくでしょうし、そういうことで今後やはり行政としても、婚活という言葉は使いたくありませんが、そういう取り組みをやはりすることが大変大事であると思います。

その点、どのようにお考えでしょうか。再度、御質問させていただきたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

今、議員お述べになられました本議会の初日で可決をいただきました補正予算の中で申し上げた、恋まち・育まち・へぐりっちというふうな事業を上程をさせていただいて今後進めていくというところでございます。

この事業の検討に当たりましては、今、申されたような切れ目のない、それぞれのステージで切れ目のないような支援をしていく、若い世代に対して、いわゆる結婚に向けた相談、またそこから御縁があつて結婚され、出産、子育てといったそういうふうな地域づくりに向けた環境整備を行っていく上での事業展開ということで、今回この事業について御承認賜り今後事業をやっていくというふうなことでございます。そういう意味では、これからの平群の新しい事業ということで取り組んでいくわけでございますので、そういった今後の事業の展開も踏まえながら一つの若い世代への支援の施策やということで取り組んでまいるというふうなことでございますので、御認識のほうを、そういう認識のもとで事業をやっていくということでございますので、御理解をいただけた

らというふうに考えております。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。これ、国から交付金おりてきまして具体的にされていくと思いますが、しっかりとそれも中に入れ込んでいただいて御検討していただきたいと思います。

地方創生の観点からも、積極的にやはり行政が今まで支援してこなかったことを支援していく時代に入ってきておりますので、どうかよろしく願いまして、これにつきましてはこれで結構です。

○議 長

続きまして5点目の答弁。都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、5点目の国道168号バイパスの騒音対策の1点目についてお答えを申し上げます。

当該路線の三里地区における低騒音舗装につきましては、過去に地域の強い要望により、道路管理者であります奈良県が三里北交差点から三里南交差点付近までの約520メートルの区間で実施をされたという経緯がございます。

路面の状況でございますが、施工から相当な年数が経過をしております。本来、この舗装が持つ騒音を吸収する機能が目詰まり等によって機能していないという状況につきましては、町としても十分に認識をしております。本年の8月に三里の自治会から要望を受けて、町から県に対して改善要望した経緯もございます。改めまして、当該区間の低騒音舗装につきましては、強く県へ改善要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、議員の御質問の2点目の補助標識の設置についてお答えいたします。

交通規制における速度制限等の規制標識、補助標識等の設置につきましては、主に県公安委員会が設置されております。国道168号バイパス平等寺東山間については、速度規制区間ではなく60キロ規制制限区域であります。当該区間につきましては、以前より交通安全対策について西和警察と協議しており、西和警察を通じて交通安全対策のため、速度規制いただくように県公安委員会に要望しております。今後も引き続き要望してまいるとともに、補助標識の設

置についても申し出てまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。この三里北交差点から南の交差点の間、住宅街になっております。バイパスの中でも住宅街は多分そこだけだと思うんですけども、この低騒音舗装、今、課長のほうから地域の以前、相当過去に要望があって520メーター実施をして施工から相当な年数がたってるので、その低騒音舗装の機能が果たしていないということは認識してるということで、大変前向きに、三里の自治会からも要望が出されております。私も自治会からお聞きをして、また住民の皆様からも多くこの騒音対策についてはお聞きしておりますので、引き続きまして強く県に早急な改善を要請をしていただきたいと思います。

それから、速度の制限標識ですが、このバイパス沿いで制限標識はどこにもついてないですね。ついていない道路は法定速度が60キロということで、三里付近は坂を下がる時60キロは出してもいいということですけど、それ以上に加速をされますのでスピードが本当にびゅんびゅん飛んでると、飛ばす車もあると思います。今、西和警察とも協議していただいて、県の公安委員会にも要望していただいていると。今後、環境対策などの標識も含めて早期設置を県にさらに強く上申をしていただき、早期設置をお願いしたいと思います。

最後にですが、国道168号線のバイパスの中でもこの付近は、三里北交差点から南交差点の付近は、先ほども言いましたが住宅街であります。早急な環境改善、また交通安全の対策が必要ですので、強く要請をお願いいたしまして、以上で私の一般質問は終わらせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議 長

それでは、窪君の一般質問をこれで終わります。

休憩に入りますけれども、去る12月8日の本会議において、議決いたしました発議第13号 平群町税条例の一部を改正する条例について、町長から地方自治法第176条第1項の規定により、再議に付する旨の文書が12月9日付で提出されました。この再議の取り扱いについて、議会運営委員会を開催していただきますので、午後1時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時31分)

再 開 （午後 1 時 3 4 分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

（ブー）

○議 長

先ほど開催されました議会運営委員会の報告を求めます。高幣君。

○議会運営委員長（高幣幸生）

先ほど、議会運営委員会を開催いたしました。

審議内容は、発議第13号 平群町税条例の一部を改正する条例についての再議の件であります。この再議の件については、平成27年第5回定例会の本会議最終日に上程することに決定いたしました。

報告は以上のとおりでございます。

○議 長

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

続きまして、一般質問を再開いたします。

発言番号4番、議席番号6番、植田君の質問を許可いたします。植田君。

○6 番

それでは、質問項目2点について質問させていただきます。ちょっとのどの調子がおかしいのでお聞きづらい点があるかと思いますが、御容赦願いたいと言うふうに思います。

まず、1点目でございますが、東山駅にエレベーターの設置をということで質問をさせていただきます。

急速な高齢化社会への移行、また高齢者や障がい者の方々が自立した社会生活を送れるための移動の利便性及び安全性の確保が望まれる中、交通バリアフリー法が2000年に制定をされました。当初、2010年年度末までに一日5,000人以上の利用者がある駅の段差解消を目標に進められてきました。その後、エレベーター設置などにより、段差解消がされた対象駅は、全体の約9割程度にまで進んだことから、2011年に国土交通省は移動等円滑化促進に関する基本方針を改正して、2020年度までに3,000人以上の利用者がある駅にも対象を広げる、こういうことに現在なっております。

現在、東山駅では、改札からホームにおりるのに48段と生駒線の中で最も階段数が多いという状況、またエスカレーターは設置をされているんですが、かなり急勾配で高齢者や車椅子などの障がい者の方々にとってはエスカレーターは危険で利用しづらいという声が聞かれています。実際、車椅子はこのエス

エレベーターを利用できませんので、駅員さんたちが担いで上がるという状況も私もお見受けしましたし、そういう状況があると。また、基本的には常時上り運転でありますから、ホームへおりる際は駅員さんをお願いをしてですね、下り運転にその都度切りかえてもらうという、こういう状況です。そういう意味では、利用者の方々にとってはなかなかお願いするのが心苦しいという声もたくさん聞かれています、こういう状況になっています。

そしてまた、この東山駅は、近大奈良病院の最寄り駅であるということから病院にかかられている患者さんたちも利用されることが大変多いと。私も月に1回はこの駅に立つんですが、朝本当に近大へ向かわれる患者さんたちがバスを待っているというところに並ばれるというのを見ておりますので、そういう点からも安全・安心な駅への整備が急務だというふうに考えています。

現在、公表されています東山駅の一日の利用者というのは、平成24年のこれは調査なんですけど、3,566人ということであって、改正されました移動等円滑化促進に関する基本方針の対象にもなる駅です。ただ、やっぱりこの駅舎は生駒市であるという問題もありますが、平群町の住民の多くの方々がこの東山駅を利用されているということから、関係機関と連携・協力をしていただいで、エレベーター設置が早急に実現するために行政としても御尽力いただきたいというふうに思っていますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

2点目は、多子世帯、子どもが二人以上の世帯ですね、多子世帯の保育料軽減の制度の拡充をということで質問をさせていただきます。

少子化が社会問題として取り上げられて久しい状況が続いています。国として抜本的な対策が遅々として進まない中で、平群町では子どもの医療費助成が拡充はされたということは評価をしたいんですが、そのほかの子育て支援がまだまだ不十分ではないかなというふうに考えています。とりわけ平群町では、県下で一番出生率が低いという状況があります。これ、数年続いていまして、全国の平均からも平群町の特殊出生率は低い状況にあります。こういう事実のもとにですね、それとあわせまして、また若い世帯は経済的な問題から共働きの世帯もふえる中、保育料の負担も大きいものがあるということです。

現在、全国的に多子世帯、子どもが二人以上の世帯に対して、幼稚園や保育園の保育料の軽減制度の拡充が全国的には進んできています。しかし、現在平群町では、この4月からこども園の体制で新たな保育料でスタートしましたが、その中で教育標準時間の保育料については、第1子が小学校3年生まであれば第2子は半額、第3子は無料という状況となっています。しかしながら、保育短時間部門、あるいは保育標準時間の保育料については、第1子が就学前でな

いと第2子・第3子の軽減制度が教育標準時間のような軽減制度は受けられないと、こういう状況になっています。そういう中で全国的には、養父市では全ての認定区間で第1子が小学校6年生までであれば第2子が半額、第3子以降も無料であったりとか、あるいは五島市などでは第1子が中学生以下、美里町でも第1子が18歳以下などなど、全国的には子育て支援策として多子世帯への保育料の軽減制度を国が示している以上に拡充をしているというのが現状、広がっているのが現状だと思うんですね。

そういう中で、こういうさまざまな子育て支援策を工夫して少子化対策に取り組んでいる全国の状況があるわけです。とりわけ平群町は、近隣の市町村に比べて高齢化率がトップを走っているという状況もありますし、そういう中で今後の平群町のまちづくりを考えると、やはり若い世帯を呼び込むことが税収にもつながっていくということなどから平群町でも少子化対策、あるいは子育て支援策の一環としてこの多子世帯の保育料軽減制度の拡充をすべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、2点について、明確な御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは東山駅にエレベーターの設置ということで、御質問でございます。御回答させていただきます。

議員御指摘のとおり、平成12年に交通バリアフリー法が施行され、平成22年までに一日の利用者が5,000人以上の駅についてはスロープ、エレベーターや階段昇降機などによる段差解消が求められています。現状は5,000人以上の利用がある駅については、県内においてJR、近鉄の39駅の整備率が92.3%と非常に高い整備率になっておることは認識しております。また、国土交通省は、移動円滑化の促進に関する基本方針を改正をし、3,000人以上の利用駅にも対象を広げ、平成32年までにバリアフリー化を促進するものであります。

東山駅につきましては、議員お述べのように一日の利用者が3,000人以上、平成24年であれば3,566人ございまして、整備の対象駅であります。エスカレーターの設置は現在されておりますが、エレベーターは未設置であり段差解消等のバリアフリー化にはなっておりません。このため、近鉄本社、あるいは奈良県、それから平群町の三者で毎年開催をさせていただいております近鉄生駒線利用促進協議会の開催を行っておりますし、利用促進のための利便性向上について個別事項を要望し協議を行っているところでございます。

東山駅のエレベーター設置についても要望も行き、近鉄本社から状況の説明や、あるいは回答をいただいておりますが、回答につきましては近鉄生駒線は乗客数が年々減少してるということもございまして、現状はいずれの要望についても、回答は非常に厳しいものがあるというのがこの間、答弁、他の議員の質問に対しましても説明をさせていただいているところでございます。

東山駅の駅舎については、基本的には生駒市でありますので、先日、12月3日でございますが、私と参事と生駒市のほうに出向きまして、東山駅のエレベーターの設置について担当部局、市民部生活安全課というところでございますが、協議を行ったところであります。

しかし、エレベーターの設置については事業者負担、御存じのように事業者負担が絡んできます。近鉄には設置の計画は現在あるということは伺っておりますが、生駒市といたしましても、生駒市の沿線、東山駅から生駒駅の間につきましてもバリアフリーになっていない状況の駅がたくさん存在するわけでございますので、そういったところでなかなか生駒市についても、じゃあすぐに設置の計画をしていこうかというところまではいっていないというのが現状であるというのを伺ってきました。事業費につきましても、やはり近鉄から伺ってますのは、2億から3億程度のやっぱり事業費がかかると、2億5,000万から3億程度がかかるだろうということでございますので、そういう状況で今現在でございますが、議員御質問の件につきましては、町といたしましては、生駒市と調整する中、近畿日本鉄道に対しましてエレベーターの設置の要望を改めまして要望してまいりたいというふうに思っておりますので御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長

植田君。

○6 番

課長の御答弁では、まあ必要性は十分感じておられるということだというふうに私は認識をさせていただきました。この問題ね、平群町に在住の方からやっぱりこの東山駅を利用するに当たって、非常に御自身がけがをされてあそこのエレベーターを使うとき非常に怖い思いをしたと。やっぱり片手をついた状態で病院に行かなあかんかったってということで、非常にそのことが、それで最近では足もだんだん歩きにくくなってきて悪くなってきて、そういう意味では非常に御自身がこうやっぱり駅を使う上でね、そういう今の現状の中で、やっぱり障がい者や高齢者が使いやすい駅にしてほしいということが一つの発端となって、今、住民団体が中心となって今署名活動がスタートしています。約1カ月で1,000筆を超える署名が今現在集まっているという状況で、私もで

きるところは協力しているんですが、この前もちょっと駅でやられてたのでちょっと一緒に協力させてもらったんですが、やっぱり近大へ行かれる方はもうほとんど皆さん、いや、もうそれは必要です、やってもらったら助かりますってということで、署名に8割方が応じていただいたという状況があるだとか、先日は近大病院のほうにもちょっと懇談に行かさせてもらって病院としても、その必要性はやってもらったらありがたいということで署名も置かさせてもらうという状況のお答えもいただいているという状況で、そういう意味ではまあまあ東山駅というのは、やっぱりその近大病院という特殊な事情があるということが一つかなり大きいんじゃないかなというふうに思います。

そういう中で今現在、奈良県ではまだ20の駅がそういうバリアフリー化が進んでいないという状況が残されているのが現状なんです。この問題は、うちの宮本県会議員も県議会で取り上げている問題なんです、とにかくそういう中で一刻も早く安全で安心して使える駅の整備っていうのがやっぱりこれ非常に望まれているところなんです。近大病院も一日3,500人の利用があると、全てが全て駅を利用されているわけではないですが、そんだけの患者さんが来られるということですので、当然、東山駅を利用されてるという場合も多いわけですから、ちょっと生駒市のほうと懇談されて、生駒市のほうとの話がまだちょっとなかなか、多分、生駒市にすれば南の端になるのかな、だから自分とこの住民がどれぐらい利用するのかというところなどはあるのかとは思いますが、ただ、やっぱり近大を利用される方も生駒市民の中でたくさんいらっしゃるわけですから、そういう意味では生駒市の、駅の設置が生駒市ですので、生駒市がやろうという状況になるように平群町としてはこれからは生駒市との協議を進めていただきたいし、一応この設置費用については国、県、それから鉄道事業者が3分の1ずつということなんです。確かに天の金額はあるとは思いますが、その中で平群町としてもね、平群町の住民がやはりあそこをたくさん利用するところでは、平群町としても、一応基本はその三つなんです、そこに平群町としてもできるのであれば財政的なあれも含めて今後検討していただきたいというふうに思うんですが、そこら辺についてはどのようにお考えなのか。

それと、近鉄のほうがあそこの今の東山駅を改造しようとしたら2億から3億かかるというふうに答えをもらってるというふうに今先ほど課長が答弁されたんですが、どこにどういうふうに近鉄が考えてはるのかっていうのはちょっと私もわからないんですが、今、全国的にエレベーター設置をされてる駅がふえる中でいろんな工法、外付けの工法だとかいろいろ工法があるので、そういう意味では安価で安全に使えるエレベーターを、まあ言うたら設置の場所も含

めていろいろ探れば、もう少し金額的な部分でも安価に押さえられるんじゃないかなというふうには思うんです。そういうところも含めて平群町として、平群町の住民が安心・安全に使える東山駅の整備のために、今後とも全力で近鉄との交渉も含めてやっていただきたいと。住民団体の方々も近鉄への交渉も行かれるというふうにお聞きをしています。そういう意味では、住民と行政が一体となって、まちづくりの一環として整備された安心・安全の駅をつくっていくということでのさらなる平群町としての御努力をお願いしたいですが、再度その点での平群町としての決意をお聞かせいただけたらと思っております。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

町としてできることについて、財政も含めて検討してほしいという質問でございますが、あくまでもこれは生駒市ということになるわけでございますが、議員御指摘のとおり、平群町でできるものはやっぱり平群町でやっていきたいなというふうに思ってますので、どこまでできるかは別といたしましてもあくまでも設置義務者は近鉄、それからいわゆる行政区域である生駒市がやっぱり設置すべきというふうに基本的には考えておりますので、その中で平群町としてできることをしっかりやっていきたいなというふうに思ってます。

それから、工事費の安価、工事費についてのお考えでございますが、あくまでも近鉄駅舎の中の安全も含めまして近鉄サイドでやっぱりそれは検討していくべきだろうと思ってますが、少なくとも近鉄東山駅には出発、二つの駅が橋梁駅舎でございますので、二つエレベーターが設置されるというふうになると思いますので、なかなかその技術的なところまでは我々が関与するというのは困難かと思いますが、町としてできることは精いっぱいやっていきたいなと思ってますので、御理解いただきますようよろしくお願いします。

○議 長

植田君。

○6 番

まあまあ、町としてはできる限りの、まあ言うたら支援というかあれをやっていきたいということでした。確かにホーム二つありますので、両方につけるとなったらそうなんです、現状朝の通勤のラッシュの、ラッシュというほどではないんですが、朝のときは確かに二つのホームを使ってる状況があるんです。ただ、通常はもう改札入って左側のホームでもう日中の運転はされているという状況なので、それは東山発の分があるときだけ二つのホームを使ってるという状況なのでね。ただ、やっぱりそういう中で、早急な対応というところ

でそういう一つだけでも、一基だけでもやっぱりエレベーターを早急につけていただけるような状況というのはですね、やっぱり行政、平群町としても積極的に提案をしていただきたいないうふうに思っています。そういう意味では住民としても、そのためにできる限りの協力なりそういう声は上げていこうというふうにお聞きをしていますので、ぜひそこには平群町も力を貸していただいて、住民の皆さんが安心して使える駅舎の改修・改善に向けて行政側としても最善の努力を行っていただきたい。財政的な負担も、一応それは事業者と駅舎がある自治体なんですけれども、それはあくまで基本ですのでね。設置するために平群町としてできる部分は、財政負担も含めて今後やっぱり検討をしていただきたいなというふうに思ってる。

この問題は、以上で結構です。

○議長

続きまして2点目の答弁。福祉課長。

○福祉課長

議員御質問の多子世帯の保育料軽減制度の拡充についてお答えをいたします。

現在、この制度につきましては議員御存じのとおり、子ども・子育て支援新制度開始前と同様、従来の幼稚園部分である教育標準時間認定、1号認定ですね、の子どもが属する世帯においては小学校3年生までの子どもから第1子と数え、また従来の保育園部分である保育標準時間及び短時間認定、2号、3号認定の子どもが属する世帯では就学前までの子どもから第1子と数え、こども園などに在園する子どもが第2子であれば保育料が半額、第3子以降であれば無料となる軽減制度であります。

そこで、保育標準時間及び短時間認定、2号、3号認定の子どもが属する世帯においても教育標準時間とあわせ小学3年生まで、もしくはそれ以上へのさらなる町単独での拡充をとの御提案でございますが、議員おっしゃるとおり、少子化対策、子育て支援の一環としてその拡充は一定の効果があるものとは思われますが、そもそも1号認定、2号・3号認定での対象の違いは、1号認定では従来の幼稚園に該当する部分でありますので、3歳から小学校3年生までの6年間。2・3号認定は従来の保育園に該当する部分でありますので、ゼロ歳から就学前までの6年間と決して不公平が生じているものではありません。

また、本町が設定する保育料は、国の保育料基準または近隣市町村の設定と比較しても非常に細分化し安価な設定としており、現時点でも十分に少子化対策、子育て支援策の一環として拡充し、子育て世代の経済的負担軽減が図られているとの認識をしております。

しかしながら、今後におきましてこのような多子軽減制度を実施する場合に

一部でも国や県の補助金が得られるようであれば、議員おっしゃるとおり、少子化対策、子育て支援策の一環として対象範囲の拡充については検討する余地はあると考えております。よって、県に対して補助事業の創設を呼びかけるなど要望してまいりたいというふうに考えております。

いずれにおきましても、現時点では町単独での拡充につきましては、現在の財政状況から鑑みても実施は困難であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長

植田君。

○6番

町としては国とか県の支援があれば検討していきたい。ただ、現時点では困難だという回答だったと思うんですね。

この問題、それと課長が答弁されたように、幼稚園部門は3歳から小学校3年生の6年間、保育園部門ではゼロ歳から就学前まで6年間で、それはもう、まあいわばちゃんと均衡は保たれ、公平なんだというふうなことなんですが、保育部門、保育を要する子どもたちが必ずしもゼロ歳から保育園を利用するわけではありませんので、当然3歳とか4歳から保育部門でお世話になることも十分考えられるわけですね。そうなった場合には学校に、第1子が小学校に上がった時点で第2子と第3子がいてたとしても、それは軽減の対象にはならないというのが現状なんです。だからこそ、今、全国的には年齢、何て言うんですか、期間、6年間とかそういうのを全体的に拡充する場合もあるし、もう全てを小学校3年生までということで保育部門もそういう状況に合わせてると。保育部門っていうところで預けておられる方は、当然お仕事をされてるわけですから、その分、まあ言うたらそこにお住まいの市町村に税金も納めておられるというような状況もあると思うんですね。だから、税金も納めていて、そういうふうにやってるのに、私もこれ聞きました、なぜ保育部門は、保育のところは就学前になったらもう軽減が使えないんですかというのは、何人かのお母さん方からお聞きをしてます。特に4月からのこども園の開園によって、やっぱりお母さん同士の情報がある中で、幼稚園部門は小学校3年生までよ、いやうちはもう学校に上がったその時点でなくなってしまうよという、そういう何でそんなに違いがあるのっていうふうな声もね、実際やっぱり聞かれています。で、先日とったアンケートの中にもそういうことで保育料に対する疑問の声も投げかけられてるのが何枚かありましたので、そういう部分では、やっぱりそこら辺のある意味子育て支援という部分でもう少し平群町として拡充をしてい

くということが私は必要ではないかな。

確かに、医療費の助成は高校1年生まで平群町はしてます。それは非常に評価をしたいんですが、近隣がもう三郷町で中学卒業まで、それから斑鳩町もそうですね。ということで、その部分で大差のね、まあ言うたら他に比べて平群町が進んでるということではない。悪くはないんですが、じゃあ、ほかのところでどれだけやっぱり施策の違いを出して、若い世帯を来てもらえるまちづくりを進めるのかっていうところでは、やはり今、共働きの世帯がふえてくる中で保育料の負担って平群町は確かに国の基準から言えば細分化されて努力はされて、保育料を努力をされて、余り高い負担ではないようにしてるというふうにはおっしゃるんですが、それでも今の社会状況からいったら、保育料負担というのはやはり厳しいものがあるっていうのは若い世帯からたくさんお聞きをすることが多いんですね。そういう中での平群町とほかの差別化を図って行って、平群町を選択してもらおうという一つの方策としてこの保育料の多子世帯への軽減制度っていうのが全国的に広がってきてるのは、そういうところからではないかなとも思われるんですね。そういう差別化を図ってというか、ほかとの違いを図ってやっぱり平群町のまちづくりを進めていく、朝からもありましたように、今回の補正予算の中でも結婚から出産、育児までの切れ目のない支援ということで補助金がついてそれをやっていくということなんですが、その中にこういうものも今後組み込んでいくことで、平群町での若い世帯の人口をふやしていくということが私は必要ではないかなというふうに思います。

いきなり3年生まで上げられないかもしれないですけど、それは1年生とか2年生とかね、そういう部分からでもそういう、ほかとは違う平群町はこれだけやっぱり若い世帯を応援して子育て支援をしてるんだという一つのそういう大きなアピールとなるものを、多分お聞きしたら県下でやってるのは山間以外、まあ言うたら吉野郡とかそういうところ以外はないというふうにお聞きをしますので、だからこそやる価値があるんじゃないかなと、平群町がやる価値があるんじゃないかなというふうに思うんですが、その点について再度、御答弁いただけますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

議員おっしゃること十分わかります、理解はしております。

確かに、そのゼロ歳から就学前の6年間の範囲を小学校3年生まで拡大するという話をします。実際に小学校3年生まで拡大したことによって、ゼロ歳から利用っていうことではないですからね、丸々6年、あるいはそれ以上の期間

軽減されるという方も含めてふえてくるだろうというふうに思います。しかし、何歳から下の子ども、第2子が利用されるかどうかという問題については、これは個々の理由ではございます。それを全て小学校3年生、あるいは小学校6年生、中学校卒業までという範囲を拡大していくかどうかということについては、若い世代の定着、子育て支援という意味では理解はしますけれども、それを裏打ちする財源的なものがなければ対処できない。当面、私どもで今計算しておりますのは、小学校3年生まで、保育園に入園されてる方で範囲を3年間拡充したという場合で計算をしますと、大体今はなさと、ゆめさと両方で300人近い保育園児、2号、3号子どもさんおられます。その中でさらに3年間拡充することで、それに伴う費用は月80万ぐらいを見積もっております。年間で言いますと960万を超します。約1,000万近い財源が必要です。それ100%町の単独の町単の費用というふうになってまいります。これをさらに養父市のように小学校6年生までっていう話をしますと、月160万、年間で1,900万を超す2,000万近い金額が必要になってまいります。その議員おっしゃっておられることについては理解をしたとしても、その裏打ちされるべき財源がない以上どうしようもない、というのがまず一つの大きな要因であります。

それと、平群町は、お金のない部分、それに変わる部分ということで丁寧な子どもたちの子育てに対する支援ということで相談業務やいろんなことを近隣の支援センター、子育て支援センターあるところもないところも含めてありますけれども、他に比べて非常によく取り組みをさせていただいてると理解をしている、自分で納得しております。そういう意味では、お金をかけることだけが子育て支援につながってくるというふうには理解をしております。それ以外の部分については既に近隣と比べても大きく進んだ制度をいろいろ持っておりますので、これだけが全てだというふうに考えているところではございません。

○議長

植田君。

○6番

別にお金をかけることだけがね、あれやと思いませんし、これは若い世帯の、お金をかけるというか支援、私は経済的な支援だというふうに思っています。

それと、まあいわば3年生まであれしたら月80万のまあ言うたら保育料の収入がなくなるということですよね。ということでおっしゃってるんやと思うんですが、その分やっぱりそういう支援があるから平群町で子育てしようかということにつなげていくような形を私はとってほしいなど。それはある意味、

若い世帯を呼び込むための一つの投資かなというふうにも思っています。だから、何も、それやったらお金がなかったら何もできないというふうな話になってしまいますので、一定そういういろんなことをやろうと思えば、投資をしてそこに返ってくる、投資に対してまあまあ、これでは若い人をふやしていくということに私はつなげていっていただきたい。そのことが町の活性化にもつながるし、また税収にもつながっていくのではないかなと、その一つとして今回この問題を取り上げさせていただきました。

だから、お金をかけるとかかけへんとか、それは子育てする意味では一定お金は必要だと思いますけれども、ただそれをどう支援するのかというところで保育料負担の軽減を行政としてももう少し拡充できないかという提案をさせていただいた次第です。この問題については、引き続きまた取り上げていきたいというふうに思っています。平群町がそういう意味では少しでも子育て支援、まあまあゼロとは言いませんが、さらなるやはり子育て支援をすることによって若い世帯の流入を促進していくと、そういうことでこれからもいろんな提案をしていきたいなというふうに思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、植田君の一般質問をこれで終わります。

説明員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

続きまして、発言番号5番、議席番号3番、井戸君の質問を許可いたします。

井戸君。

○3 番

ちょっとね、オール平群という言葉がよく使われておりますが、私の質問の答弁にもぜひともそのオール平群を反映していただきたいと切に願っております。

では、議長の許可を得ましたので、大きく4点について質問したいと思います。

大きく1点目、将来必要な設備投資等を全て含んだ財政シミュレーションを。

この平群町において、近い将来、最低限必要になる設備投資が多くあります。主なものを挙げてみると、ごみ処理清掃センターの建設、役場本庁舎の耐震、中央公民館の耐震、西小学校の跡地利用、南保育園の跡地利用、駅周辺整備事情の債務負担などです。

現在、町が出している財政シミュレーションは、平群駅前文化ホール建設と最低限の維持補修経費のみを想定したもので、他の建設、大規模改修などの費用を計上していません。いわば理想と希望のみを形にした仮想バーチャルの世

界のお話であると考えます。そのままのみにし政策を決定すれば、この現実世界において平群町が財政破綻しかねません。懸念される現象を全て含んだ財政シミュレーションを出した上で政策を議論すべきと考えますが、いかがでしょうか。

大きく二つ目です。こども園の2歳児における募集定員の増加を。

近年、全国的に就学前の保育への需要が高まっています。親の就労形態が時代とともに変化してきており、共働き家庭が増加しているという現状があります。特に都市部では待機児童が多く見られ、それが母親の就労に影響し、日本全体の社会問題にもなっています。

さらに、2歳児の待機問題が特に深刻であると考えます。これから述べる懸念の前提として、保育士一人当たりの子どもの保育数を確認したいと思います。ゼロ歳児が3人、一人につきですね、3人。1歳児が6人、2歳児が6人、3歳児が20人、4歳児が30人、5歳児が30人です。大抵、ゼロ歳児や1歳児で園に預けている家庭では、その後も継続して預ける傾向にあります。ゼロ歳児から1歳児に上がる時点では、保育士と児童との割合基準が、先ほど申し上げましたように3人から6人と緩和されますが、1歳児から2歳児に上がるときには6人から6人と緩和されません。また、2歳児から3歳児に上がる時点では6人から20人に緩和されます。要するに、保育士の数を増員しない限りは、2歳児の園児募集がほぼなしということになります。これでは新たに2歳児から保育園やこども園に入りたい人がなかなか入れないという状況になっています。

また、働く母親の育児休暇取得後の仕事復帰の時期との関係もその流れに拍車をかけています。子どもが生まれてから1年間は休業補償を受けられるため安心して仕事を休めますが、1年を過ぎると収入が途絶えてしまいます。これを機に仕事復帰を決断する方が多いようです。ちょうど子どもが1歳児の途中になります。

そこで、この流れを見越した保護者が本来2歳児から預けたいのだが、待機児童になる可能性が高いので前倒しで1歳児から預けるという現象が起こっています。2歳児の時点では預けることができないだろうという不安から1歳児の希望者がふえ、結果的に1歳児の時点で待機児童が生まれてしまうという逆算の悪循環が起きてしまっています。

この平群町においても、そのような考えのもとにゼロ歳児や1歳児の時点でこども園に預ける保護者がいると聞きました。この悪循環を絶つためにも、2歳児での定員を拡大し、子どもが待機になる不安を払拭すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

大きく3点目です。安全のまちづくり、LED電灯の増設と防犯カメラの設置を。

ここ数年、連日のように凶悪事件、連れ去られ事件などが新聞、テレビなどで報道されています。残念なことに、この平群町においても多くの事件が発生しています。つい先日にも、私の家の近所で空き巣事件がありました。犯人は捕まっていません。少しでもより安全な街を住民の方に提供することが行政の責務だと考えます。

LED電灯の増設については、平成26年9月議会の一般質問においても要望しました。防犯カメラについては、私自身、以前から研究し、奈良県警察西和署の方とも相談をしてきた経緯があります。さきの議会においても、多くの議員の方からも一般質問されています。

LED電灯の増設と防犯カメラの設置、この二つを同時に実現することで相乗効果を生み出し、より安全な平群の街をつくれるのではないかと考えます。

具体的な導入費用をいいますと、LED電灯の増設には電信柱に取りつける場合は1灯当たり約1万4,000円。鉄塔を新設して建てて増設する場合は、プラス約5万円。防犯カメラはカメラ本体、メモリーカード、収納ボックス、込み込みで10万円。一昔前と比べ、10分の1から20分の1ほどの金額で設置できるようになっています。

日ごろはメモリーカードに自動的に記録して、一定期間後に自動的に消去される方法をとります。この方法で職員のデータ管理の手間を少なくできる上に、コストも削減できます。記録情報が必要なときだけ収納ボックスを開けることになります。警察などの公的機関から要請があったときのみ収納ボックスを開け、データを取り出す。そうすることで、個人情報保護の観点からも問題が少なくなると考えます。

犯罪の抑止力という観点から、ぜひともLED電灯の増設と防犯カメラの設置、二つをセットで導入していただきたいが、いかがでしょうか。

大きく4点目。無駄な会議は、コレだ！報酬審議会。

ことしの9月議会において、無駄な会議、意義の薄い会議の廃止を訴えました。しかしながら、行政側の視点では、そのような会議は存在しないという答弁でした。公共交通会議の無駄も指摘したにもかかわらず、認められませんでした。さらに町長の答弁の中で、無駄な会議があれば具体的に挙げてほしいと言われました。そこで、現在、調査継続中ではありますが、少なくとも現時点ではっきりと無駄と言える会議があります。それは、報酬審議会です。

ことしの8月末に行われた報酬審議会は、非公開、議事録なし、理由も根拠もなし、単純に行政側の意向をそのまま受け入れたものともとれます。斑鳩町

の審議会の答申とも真逆であり、時代背景や全国町村議会議長会の意向にも反する答申を出しました。私の提案している委員構成メンバーの若返りに関してもほど遠く、60歳以下の現役世代が全くいません。多くが75から80歳です。

さらに、この答申が民意であるという風評につながっており、私としては大変遺憾です。民意を把握するには、60歳以下は必要ないともとれました。また、町の方針の責任逃れに利用されているのではないかと懸念されます。

報酬審議会は解散、廃止すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上4点です。よろしく申し上げます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは井戸議員の大きな1点目についてお答えを申し上げます。

将来必要な設備投資など、全てを含んだ財政シミュレーションについてということでございます。これまでも財政シミュレーションにつきましては、財政健全化の観点から何度か御質問を頂戴しておりました。その中で財政シミュレーションの作成の効果と作成の意義については、大きくということで3点、御説明申し上げたところでございます。一つが説明責任の観点から、もう一つは大きな財政事業の把握の観点ということで、もう一つは今後の財政運営を見通す観点ということで御答弁させていただいたところでございます。

財政シミュレーションは、その前提条件によりまして実際値と大きな乖離が出るのも事実でございます。それでも収支の見通しが歳入不足であったり支出過多であったりとか、そういった大まかな方向性を把握し施策の決定のタイミングを図るなど有効に活用をしているところでございます。

議員が述べられました、全てを含んだ財政シミュレーションの作成については、行政側としましてももっともなことであるというふうに承知はしておるところでございます。当然、財政シミュレーションでございますので、策定時点で想定し得る現実的な事項を網羅して見通しを立てるべきであり、その見通しの上で政策等につきまして立案、議論、決定のプロセスを経て実施すべきであるというふうにも考えております。

これまで同様に、やはり説明責任の観点というところで、時期ごとに財政シミュレーションを作成し、公表しているところでございます。特に作成に当たりましては、その時点で想定し得る事項を網羅し、より丁寧に、より現実的になるような財政シミュレーションの作成に努めてまいりますので、今後とも御理解をいただけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長

井戸君。

○3番

すごく前向きな答弁ありがとうございます。やっぱり私として感じたのが、さきの全員協議会でも天理市の奈良モデルを使った清掃センターですね、広域で清掃センターをつくるっていうことに関して、今後10年以内っていう町長御自身がおっしゃられたと思うんですけども、今後10年以内に清掃センターをどうしていくかっていうのを考えたいとおっしゃられてたので、やはりこれは少なくとも入れてほしかったなっていう思いがあったんです。

それともう一つ、役場本庁舎は、もう皆さんも御存じですけれどもぼろぼろの状態ですし、耐震がなってないのはかなり厳しい問題であります。改修も厳しい可能性があります。そういう意味で、この二つですね、それから行政から説明ありました西小も当時で2億円かかるっていう話もありました。そういう具体的にね、あくまでもシミュレーションですので、そういうきちとって出すのは難しいですけども、確実にある程度わかっているものはぜひとも入れていってほしいなと思っております。

すごくいい答えいただいたので、もう答弁結構です。次、お願いします。

○議長

2点目の答弁。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、議員2項目めの、こども園の2歳児におけます募集定員の増加に関する御質問にお答えいたします。

議員からの御質問にもありますように、社会経済情勢の変化とともに女性の社会進出がふえ、共働き家庭が増加しています。園でも教育標準時間認定を受けられていた園児が保育標準時間の認定へ変更したり、保育へのニーズが高い傾向があります。また、育児休暇取得の関係から1歳児からの入園希望も多いのも事実でございます。

ゆめさとこども園の現状で申し上げますと、現在、1歳児34名、2歳児24名が在園しております。保育ニーズを充足した状況がございます。御質問の2歳児の定員拡大をということですが、はなさとこども園の現状としましては、職員の配置基準や園施設の管理面から拡大は困難というふうに考えてます。ただ、定員設定につきましては、はなさと、ゆめさと、この2園を公立こども園として運営してますんで、この2園両園をトータルとして考えておまして決定の判断につきましては1歳児の進級児数、それから新たな進入園児の応募

人数と、そこに途中入園が若干可能となるように余裕を持って定員を設定するというふうな方針であります。

したがいましては、応諾義務ということがあるというふうな認識を持っておりますので、待機児童が出ないように町民の入園希望に可能な限り応えて平群町の保育教育を保障していけるよう務めていきたいというふうに考えています。

○議長

井戸君。

○3番

今の答弁ですとちょっと取り方が難しいんですけども、配慮をしていただくということなんですけれども、実際どうなんでしょうね。次、でもこの28年度も募集が始まってるわけなんですけれども、待機児童なしでいけると予測されてるんでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

新入園につきましては、28年度分は、先月ですね、11月13日やったと思いますけども、締め切って今取りまとめをしますけども、28年度の体制づくりに向けた定員設定とか職員のスタッフの確保とかいうふうな作業に入ってます。この12月22日に両園集まって来年度体制について検討協議をする予定ですけども、今現在入園の希望としていただいている町民の方につきましては全て入園できるというふうな状況で、若干の余裕も持ってるというふうな状況です。

○議長

井戸君。

○3番

全員入れるというのはすごいありがたい話で、途中入園はちょっと心配な部分もあるんですけども、まあ若干の余裕があるということで、本当にね、これすごく、特に園が大きいものできていますので、目の前に大きいものできていのに入れないというのがすごいショックが、保護者や住民の方にショックがあるんです。入れなかったら埼玉や東京の都市部の問題点と全く同じ、本人にしては、入れなかった本人にしてはすごく、同じレベルで福祉がないのと同じですので、ぜひともこの子育て世代に対する呼び込みの人口政策の基本ともなってきます。ですから、本当この根幹にかかわることなので、ぜひとも今後も大きな幅でとっていけるようによろしくお願いします。

この件は、結構です。

○議長

3点目の答弁に入ります。住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、議員御質問の3項目めの安心のまちづくり、LED電灯の増設と防犯カメラの設置をについてお答えいたします。

犯罪者を生み出さない、寄せつけない防犯環境の構築と、LED電灯の増設と防犯カメラの設置は有効な手段と考えております。

防犯カメラの設置につきましては、さきの議会でも質問をいただいております。新年度予算の中で、県補助金も要求する中で設置できるよう努力してまいりたいと考えております。また、自動販売機管理会社との連携により、飲料自販機から得られる収益と飲料メーカーからの協賛により、地域社会の安心・安全を下支えする共助型の社会インフラサービスの整備を推進する社会貢献事業において、防犯カメラを設置する事業モデルを検討中であります。

防犯灯につきましては、現在LED灯への切りかえを推進し、自治会管理分につきましては防犯灯設置事業補助金にて対応しており、県管理分につきましては地域からの要望を精査する中で必要に応じて増設対応しているところで、今後も夜間の安全確保に向け対応してまいります。

議員お述べのセット導入につきまして、防犯カメラ設置時に考慮事項としていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

井戸君。

○3番

すごい前向きなと捉えてよろしいのか、答弁でありがたい部分はあるですけども、県補助金が採択見込みはどの程度なんでしょうか。県がね、補助金、それが1点と、県補助金がない場合、単費でもできると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

採択見込みということですけども、この事業につきましては一定、今年度で終了するというふうに聞いておりますけども、今の状況とかを鑑みまして、県もまた来年度以降もするのではないかというふうに聞いております。せやから、かなり採択の可能性は高いかなというふうに思っております。

もしもの話でこれがなければということなんですけども、この点は私どもの姿勢としては現在のところ、もう当然採択になるだろうという姿勢でいきたい

というふうに考えております。その点につきましては、またそういうふうになつてしまったときに考えていきたいというふうに考えております。

○議 長

井戸君。

○3 番

わかりました。あのね、すごい、まあ御存じだと思いますが、平群はやはり暗い。どうしても店も少ないので暗いという部分がありますし、人がよく通るところは本当にもう倍増してもいいぐらい暗いと思います。欧米、アメリカでも、世界的にもそうですけども、暗いところでは犯罪が起きるので暗いところにはもうそもそも行かないっていうぐらい、治安が悪化すれば日本も少しずつ悪くなってきてますが、暗いイコールやはり犯罪が多いっていうのが常識となってます。ですから、LED電灯増設、特にね、自治会管轄も、自治会に関しては、自治会に決定権というのはなかなか難しいと思うんですね、独自性を生み出すのは。ですから、自治会に対しても補助率をアップして増設の機会をうかがうとか、例えばもう増設に関しては町の管轄にしてしまうとか、犯人は別に自治会管轄の電灯の下だからって言って犯罪を犯さないわけではないので、もう要は暗いところっていうことになってきます。なかなか自治会の決定って難しいと思うんですね、自治会によっては。ですから、やはりこれは町が積極的に本当、働きかけて行ってほしいと思います。

防犯カメラについては、既に先進地域っていいですか、八尾市等も取り入れてありますし、警察の方の話でもやはりあれば助かると。公式な発表じゃないにしてもやはり犯人逮捕には捕まりやすいということで、必要性っていうことは十分皆さん感じられてると思います。ぜひとも本当にもう前向きに進めて行っていただきたいと思います。

この件は、これで結構です。

○議 長

続きまして、4点目。総務防災課長。

○都市建設課長

それでは、4点目の無駄な会議は、コレだ！報酬審議会について御答弁を申し上げます。

まず、平群町特別職報酬等審議会は、地方自治法第138条の4第3項に基づき、これは附属機関として設置をしております。この報酬審議会は、平群町特別職報酬等審議会条例において、町長の諮問に応じ、特別職の職員の報酬の額について審議するために設置しているものでございまして、これについては議会議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条

例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものというふうに報酬審議会条例で定められておりますので、これに基づきまして審議会を開催し、いわゆる意見を聞いたものでございますので、そういう意味で御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長 長

井戸君。

○3 番

ちょっとね、私の質問と答えが違うように思うんですけども、要らないということ言ってるんです。条例改正すれば済むことですので、条例に基づいて、これ法定だったらこんなこと言いませんけれども、条例なのであくまでもっていうのがあります。

ただ、今回ちょっと前提としてお聞きしたいんですけども、今回の審議で最もよくわからないのが数字の出し方にしてもそうなんですけれども、そもそも15や20や出してきた一番最初に数字を出してきたのは事務局なのでしょうか、まあ行政側ですね、行政側が出されたのか、急にぼんと委員の方がそういうあらゆる考えを持って出されたのか、それはどちらなのでしょう。

○議長 長

まあ、町長の諮問機関ということですか。はい、総務防災課長。

○総務防災課長

これは報酬審議会の委員さんの総体的な、いわゆるまとめの意見でございますので、個々にはそれはいろいろあったかもわかりませんが、報酬審議会の委員の中での決定事項と、審議回答ということで御理解いただきたいと思います。

○議長 長

井戸君。

○3 番

ちょっとまあおかしい点があり過ぎてですね、ちょっともう困るんですけども、審議の内容も全て非公開でされてまして、私からすれば一体何がどうなってるかさっぱりわからない。前回も言いましたけども。

いや、今回心配だったのはっていうか今までのようなんですけども、10年以上前の町長の報酬を決めるにも当たっても報酬審議会が開催されたと思うんですけども、結局のところ町長の提案された40%っていうのが、カットをそれがいいとは思わないがということで前提を置きながらも結局認めてらっしゃると。普通に考えたら40%カットなんてもうあり得ない数字だと思うんですね。町長も頑張っておられるんですけども、普通に審議、本当に審議したら40%カットが妥当かどうかなんてちょっとかなり審議が必要だと思うんで

す。それについても、結局認めてらっしゃると。ですから、委員がどうっていうよりも、やり方、制度のなり方として、もうほとんど形骸化してるんじゃないかと思うんですね。結局、行政側が提案すれば、それをもうイエスとしか言いようがないと、そういうふうになってしまえば、やってる意味がなくなるんですね。まあまあこれはあくまでも予想の範囲内なので、実際僕も中身は全然わからないのでこういう言い方していますけれども。ですから、今回も今、私が質問したのもひょっとしたら15%程度が望ましいんじゃないかって行政側がもし言うてたらそのまま決まってるという可能性があったので、質問をさせてもらいました。

私としては、やっぱりそのね、今回のメンバーの方を見てみますと、本当ね、優しいいい方ばかりで行政の提案が言われたら、もうそれ、70から80の方ですよね。それ、行政がこうだって言われたら、まずそれは違います、こうですって言いづらいと思うんですよね、実際、そういう場ですし。だから、どう考えても私としては、責任を押しつけてるんじゃないかと、行政側が。どうしてもこうしたいから呼んで審議してもらってますけどっていうね、すごく悲しい部分があるんですね。

今回も重要なことかもしれないですけど、その件は結構ですけども、先ほども出ましたけども、条例では報酬審議会はそういう議員とか町長の報酬に関しては決めるときにはっていうことだったんですけども、今回、本議会においても特別職、非常勤特別職のカットも可決したわけですけども、その件については実際パーセンテージ、カット率も変えていますよね。それについても、本当に必要性があって聞くなら報酬審議会を立ち上げてすると思うんですね。だから、そこが報酬審議会の重きの置き方も、行政側もそんなに重きを置いてないのかなと私としては感じます。

そこで、この件はどうしても今の話では廃止できないっていう形でおっしゃられてるので、例えば全体の話になるんですけども、この委員会、審議会全体の話としてメンバー編成についてもやっぱり年配の方が中心になっておられます。若い人がほとんど見られない委員会とかもあるんですけども、こういう若い世代の割合をふやしたりですとか、メンバー数を減らすとかそういうリストラ策は町の考えではどういうお考えでしょうか。あるなら教えてください。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

再々質問にお答えをいたします。

審議会の委員については、これは町長が任命するというふうに定められてお

りますので、そこはやっぱり遵守していく必要があるのかなと思ってますので、それを議員の組織の中をどうかというところは差し控えさせてもらいたいというふうに思います。

○議長

井戸君。

○3番

ちょっと差し控えるって、今担当課が、町長ここにいらっしゃるのに、町長が決めることなので差し控えるってちょっとおかしいことだと思うんですけども。ということは、若い世代はもう割合をふやす気はないという答えでよろしいんでしょうか。

○議長

町長。

○町長

町内に御在住のそれぞれの分野で御活躍されておられる、またそういう方を中心にそれぞれの分野の代表という形で出ていただいているということでございまして、ですから決して若い方を排除しているということではございませんので、今後の委員の選任におきましては議員がおっしゃったようなことも配慮しながら決めさせていただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長

井戸君。

○3番

今、町長からそういう前向きな答え出ましたので、ぜひとも選任の際は若い人も入れるような形で、確かにそれなりの代表の地位についておられる方はどうしても年配の方になってしまいがちなんですけども、そこをぜひとも配慮、考えていただいて若い人の意見も聞けるようによろしく申し上げます。

もう答弁結構で、私の一般質問はこれで終わります。

○議長

それでは、井戸君の一般質問をこれで終わります。

3時まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時43分)

再 開 (午後 3時00分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長 長

発言番号6番、議席番号4番、森田君の質問を許可いたします。森田君。

○4番

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告どおり質問いたします。本日最後の一般質問です。時間たっぷりありますのできっちり議論してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

まず最初は、町から自治会への委託業務の見直しについてであります。

平群町に限らず、自治体広報紙の配布、回覧板の回覧などの地域にかかわる本来自治会が担うべき多くの業務をほぼ無償で地域、すなわち自治会にお願いしておる状況でございます。その結果、ある意味、地域内の連携が図られ、地域コミュニティー形成など一定の成果を上げてまいりました。

しかし、住民の高齢化に伴い、自治体や自治会などの行事や催事に参加できなくなったり、自治会の役員になると負担が大きいことから自治会役員になることを嫌い、自治会を脱退する事象が発生しております。また、若い世帯でも共稼ぎが当たり前の時代になっておりまして、同様の問題が出ていると聞いております。この事象を放置すると地域内の連携、地域コミュニティーが崩壊する危機に直面してると言わざるを得ません。町内の自治会でも同様の問題があると聞いております。本当に憂慮する困った事態になっております。

このように自治会の構成員が少なくなりますと、自治会の活動そのものに支障が出るだけでなく、組織そのものの存続が危惧されるわけあります。本来、町が担うべき業務を自治会にお願いしている、委託している業務の影響が出る恐れが十分考えられます。

そこで1点は、町内の自治会の現状についてお尋ねいたします。1番目は、自治会の加入率は何%になっているのでしょうか。2番目は、本来町がやるべき業務を自治会にお願いしているもの、委託しているものはどんなものがあるのでしょうか。

2点目は、町から自治会へお願いしております委託業務について見直す考えはありませんでしょうか。

なお、我が国の自治会組織は、戦前の戦時体制の銃後を守る国民生活の基盤の一つとした官主導の隣保組織から派生してること、戦後GHQによって隣組組織は解散された経緯がありましたが、その後、新しく自治会組織として復活、生まれ変わり、地域活動、地域コミュニティーの源泉となっております。このように日本の自治会組織はコミュニティー形成に優れておることがわかり、

諸外国でも日本の優れた自治会組織を導入する動きがあると聞いております。

次に、職員などのストレス対策についてであります。

厚生労働省は、2011年に地域医療の基本方針となる医療計画に盛り込むべき疾病として指定していましたが、がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病の4大疾病に、新たに精神疾患を加えて5大疾病とすることが決まりました。最近、職場でのうつ病や高齢化に伴う認知症の患者数が年々増加し、国民に広くかかわる疾病として重点的な対策は必要と判断したようであります。

というのも2008年、厚労省が実施しました患者調査によりますと、精神疾患の患者数は323万人、4大疾病で最も患者数が多い糖尿病の237万人を大きく上回っております。がんの152万人の2倍に上ることが明らかになりました。また、年間3万人に上る自殺者の約9割が何らかの精神疾患にかかった可能性があるという研究結果もあり、患者の早期治療、地域の病院、診療所との連携が求められております。また、職場でのストレス対策が必要で急務となってまいりました。

町職員も業務の複雑化、高度化になっており、仕事のことや職員同士、上司、住民、議員との人間関係などでストレスやセクハラ、パワハラによる精神疾患になりますと町の損失ははかり知れず、また、職員本人や御家族も不幸に陥るわけであります。

町では、数年前より職員のストレス対策として、産業医2名が職員から相談を受け、対策を講じていただいております。しかし、平成26年6月、労働安全衛生法が改正され、この12月1日よりストレスチェックと面接指導の実施が義務づけられました。それによりますと、定期的に労働者のストレス状況について検査を行い、検査結果を本人に通知し、みずからのストレスについて気づきを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを軽減させるとともに、検査結果を集团的に分析し、職場環境の改善につなげる取り組みが義務づけられました。町として、職員のストレス対策を新たな取り組みについてどのようにお考えでしょうか。

最後は、近大農学部との耕作放棄地対策は町にメリットがあるのかについてお尋ねします。

近大農学部と平群町は、下垣内で耕作放棄地対策の一環というのですか、近大と町が共同実習農場を設置してサツマイモ、野菜などの栽培を数年前から行っていますが、果たして耕作放棄地対策、共同実習農場は町にとって本当にメリットがあるのかお尋ねします。

といいますのも、近大農学部の入学者用資料、アグリビジネスマイスターの関連実習の様子の中で、平群町の耕作放棄地を再生した圃場を中心に、学生た

ちがみずから生産計画を立て、栽培・収穫・加工・販売などの一連の作業を経験します。P D C A、プラン・ドゥー・チェック・アクションのマネジメントサイクルを意識しながら継続改善に取り組みますとなっています。この内容では、私には町のメリットを感じないのです。圃場の場所は、近鉄生駒駅から王寺に向かう電車に乗りますと看板が出ていますので、近大と町が何かやっているとすることはわかると思いますが、しかし、何をやってるのか、近大と町が何をやってるのか、目的は何なのか見えてきません。

以上、3点が私の一般質問です。完結で明瞭な真摯な答弁をお願いいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、森田議員の1点目の御質問でございます。町から自治会への委託業務の見直しにつきまして、お答え申し上げます。

第5次総合計画におきまして、地域コミュニティ活動の推進を重点施策と位置づけており、町民の皆様が一番近いコミュニティ組織であります自治会の活動は、地域コミュニティの醸成の核となるものであり、これからのまちづくりには必要不可欠なものでございます。それぞれの自治会での日々の活動には心より敬意を表しておるところでございます。

まず、お尋ねの自治会への加入率でございますが、平成26年度の実績でございますが、町内の自治会の加入世帯数が6,997世帯でございます。住民基本台帳による、現在平群町の世帯数が7,826世帯ということになっておりますので、あくまでも住民基本台帳ベースでの加入率ということで89.4%となっております。

また、町から自治会への業務委託ということでございますが、町との契約に基づくものや町からの依頼により一定の役務を御提供いただいているものがございます。あくまで主なものということでございますが、議員御質問の中で述べられました町広報紙や県民だよりなどの配布等の作業、またそれぞれ地域内の幹線道路の草刈り、またハイキング道の草刈りなどがございます。あわせて、環境への取り組みということで、毎年2回開催をしております環境愛護デーへの協力などいただいております。

次に、町から自治会への委託業務の見直しについてでございます。現時点で契約に基づく業務以外は、基本的には行政からの依頼によるものでございます。それぞれの大字・自治会に本当に御協力を賜っておるようところでございます。業務の見直しにつきましては、それぞれの大字や自治会により事情も異な

ることから、個々の業務ごとに申し出のあった大字や自治会の現状や意向というのをしっかりとお聞きした上で対応をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。それでは順次、質問させていただきます。

先ほど申し上げましたが、自治会の抱える問題、課題につきましては、いつだったかNHKテレビで取り上げておりました、テレビをごらんになっている方は御存じだと思いますが、また、11月25日の住民説明会においても住民の方から高齢化に伴う役員の負担が大きいので町民体育大会がやめられないかとの要請もお聞きしたわけでございます。

自治会の運営は会則といいますか、規約によって運営されてるわけですが、規約の大まかなことは会員の相互の親睦とか、福祉の増進とかですね、区域内の良好な居住環境を保全のために務めを果たすとか、そのようなことは大体書かれてるのが通例じゃないかなと思うんですね。先ほど御答弁いただきました加入率は、89.4%、先般の先ほど言いましたNHKのテレビでは、東京では50%台、大阪では60%だったと記憶しておりますが、これの加入率、10%強ですね、加入が少ないわけなんです。その加入が少ない要因はおわかりになればお答えいただけませんかでしょうか。

それと、先ほどもあるんですね、町広報紙、県民だよりとか、草刈りとかですね、環境愛護デーの実施とかですね、環境愛護デーも一部地域では年2回のところを1回しかやってないところもあるというふうに私は聞いておりますしですね、これは本来、先ほど井戸議員から街灯の話がありましたね。街灯というのは、住民の生活を、住民を安全を守るための一つのものだというふうに思うんですよ。これ、先ほど10%の人が自治会費を払ってないということは電気代を負担してないということだと思えるんですね、10%の人が。また、LED灯にかえたときの費用も負担してない、その辺のところは町としてどのようにお考えになっているのか。もっとですね、私は高齢化が進んで自治会の役員になると本当に体力的にもしんどいですね。私も住んでる春日丘でも回覧板を回すにしても3メートルほどの階段を上がるのも苦痛だと言われてる方がいるわけですから、やはり私は町として本来町がやるべき業務を見直すべきじゃないかと。あわせてお金のこともあるわけですけども、それと町が主催する、もしくは協賛してる行事、催事もあわせてですね、この際、見直すべきじゃないかと

思うんですけども、その辺のこと御答弁いただけませんかでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

再質問にお答えをさせていただきます。

自治会のあり方につきましては、議員いろいろ御憂慮されてるように私どもも、御質問にございましたが、各自治会の高齢化というのが現実問題としてございますので、一定その中で各自治会のほうが日々の活動をやっているということにつきましては本当に御苦勞をかけておる、また本当にありがたいことやというふうに感謝を申し上げるところでございます。

自治会の加入率の部分でございますが、今住基ベースでっていう前置きをさせていただきますまして89.4%というふうにお答えを申し上げました。この数字の中でも約10%ぐらい入っておられない方がいらっしゃるということでございます。基本的な部分といたしまして、自治会という組織はあくまでも任意団体ということでございますので、加入されるされないにつきましては、個々の個人の方の御判断に委ねるところが非常に大きいというふうに考えております。町といたしましては、基本的にやはり先ほどの答弁でも申し上げましたように、地域の一番コミュニティーの醸成をする一番近い組織であるということですので、なるべく多くの方が自治会に加入をいただくというのは非常にありがたいことと思うんですけども、昨今いろんな御事情もあられるやいうことも含めて、現状の加入率になってるのではないかなというふうに考えております。

ただ、若干注釈を入れさせていただきますたら、今、私、住基人口というふうにお答え申し上げました。ちょっとこれは全体的な部分のことでございますが、国勢調査、たまたま今年度うち担当させていただいておりますので、国調による世帯数と住基人口に相応の乖離っていうのがございまして、仮に住基人口で試算をしましたらもう少し加入率のほう上がるというようなこと、現状でございますので。ちなみにですが、22年度の国勢調査の数字で申し上げましたら、世帯数、国調上の世帯数が7,090世帯というふうになっておりました。それで22年度の自治会の加入率を試算いたしましたら98%ぐらいの試算ということもございますので、ちょっとその辺どちらの数字が正しいんだということもございますが、そういった試算の仕方によって若干数字が違うというようなこともございますので、ちょっとあわせてこれは御報告ということでさせていただきます。

次に、事業それぞれの見直しの部分でございますが、当然、これも先ほど申

し上げましたように、委託による部分につきまして、それ以外のものについては、あくまでは行政のほうから自治会に対してのお願いという基本的なスタンスでございます。それぞれ自治会の御都合なり現状というのがあるかと思えます。決してそれぞれ行政のほうからお願いしてるものについて強制をするものではございませんので、そこは各それぞれの自治会の中でできることできないことっていうのがあろうかと思えますので、そこは丁寧に自治会の御意見を聞きながら個別な対応はしていきたいというふうに考えております。

○議 長

森田君。

○4 番

街灯についてですね、本当にこれ真剣に考えていただかないとですね、地域内の、自治会の中で問題が起こるわけですから、自治会に任せておっても解決しない問題だと思うんですよね。街灯の電気代を払ってない自治会員に対してどうするのかと。街灯の設置を払ってない、負担金を払ってない会員をどうするのか。NHKのテレビでしたら、あるところは街灯を外したとかいうところもあったように報道をされておりました。まあ極論でしょうけども。これは住民のコミュニティーが崩壊するんじゃないですか、逆に言えば、放置するとですね。私はそのように危惧しているんですよね。今、課長が言ってることは、本来町がやるべきことも当たり前と職員が思っておられるんじゃないかと。当たり前前に広報紙を配ってくれる。お隣の斑鳩町では、広報紙の配布はシルバー人材センターでやってるというふうに聞いております。シルバー人材センターですね。

だから、そういうことが今、自治会加入率が国調にやれば下がるというんですけども、平群町の知らせたい情報を加入してない人は役場まで広報紙をとりに来てくれ言うてるわけですね、ですね、それは。ほんで、ほかの伝達もあるんじゃないですか。そういう人たちには回覧回らないわけじゃないですか。町の意向とか、意識が、町はこんなことを考えてこういう町をしようということも伝わらないわけじゃないですか。その辺のことについて、もう一度御答弁いただけませんか。

まあ、8年前ですね、私が議員になったときに、ある議員が自治会への補助金を減らせとかいうようにあったと思うんですけどね、私はもうお金の問題じゃないと思うんですよね。やはり仕組みを変えていかないといけないというふうに思うんです。その辺の先ほど言いました町主催、町が後援してる事業も含めて、催事も含めて見直しすべきだというふうに思うんですけど、その辺のところいかがでしょうか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

再質問にお答えをさせていただきます。

自治会の今、抱えておられる問題ということで御質問を賜ったところでございます。一例で、広報紙の配布ということでお述べいただいたところでございます。決して我々、私、自治会担当の担当課長でございますので、決して職員が自治会にこういうことをお願いするのが当たり前やというふうには決して思っておりません。そこは本当に各自治会の皆様方の御努力によりまして、広報紙が少なくとも自治会の会員様のお手元に届くというふうな仕組みをつくっていただいております。お金の問題ではございませんので、それに対しての費用云々というのはちょっとここでは申し上げることはございませんのですが、そういうことでまず、業務が当たり前ではないということは十分承知しております。

あと、今の部分で、自治会に入っておられない方への伝達というところでございます。基本的に、そういう方についてはなかなか広報紙がお手元のほうに行かないという現状がございます。いろんな情報の入手手段というのがあるかなと思います。よくいいますのがインターネットやというふうなホームページやというふうなことも申し上げますが、それでも今そういう環境におられない方というのもいらっしゃると思います。なるべくうちのほうも町の情報を伝えるべき広報紙でございますので、自治会に加入をされていない方のほうから申し出等をいただきましたら、例えば個別におうちのほうにお送りをさせていただくとか、実際には一定の実費弁償程度のものはいただいておりますが、そういうふうなサービスも含めてやっておるようなところでございます。

そういうことで、今申し上げましたような自治会へのさまざまな対応ということでさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

○議 長

森田君。

○4 番

一つ御答弁いただけてないんですけどね、街灯の問題ですね。

これは今個別の、広報紙は個別の配布して伝達してるんですけど、広報紙以外の伝達があるんじゃないですか、町からの。伝達する必要なものが。例えば何々をしたいとかあるんじゃないですか。その辺のことは広報紙だけじゃなく

て、町から明確なものを示すものがあるんじゃないかと。その辺のことを再度御答弁いただきたいということと、やはり今、井戸議員からありましたような街灯の問題。幹線道路は県なり町がやってですね、自治会の中は自治会の負担でやる。電気代も自治会が応分の負担をするというのも逆に言えば住民の生活、安全を守るという観点からすれば少しおかしいような気もするんですけども、今までの経緯とかいうのは重々知っておるんですけども、ちょっとその町からの伝達についてですね、広報紙以外のことはどう考えておられるのか。

それで、街灯についてはもう一度、これは地域コミュニティーが崩壊する可能性が私、大だと思っうんですね。それについて御答弁ください。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

再質問にお答えをさせていただきます。

まず、広報紙以外の配布物というところでございますが、もちろん広報紙以外に同送させていただいているもので申し上げましたら、例えば県民だよりでありますとか、もっと言いましたら議会だよりなんかも同送に自治会のほうに配布をさせていただいております。ただ、そういうものを含めて公共施設に置かせていただいたりとか、今申し上げました戸別配布でお送りをさせていただいている方についてはそういうものを一切同封をさせていただいてお送りをさせていただいておりますので、どの程度情報の伝達が十分なのかということもあろうかと思いますが、少なからずそれぞれ自治会さんのほうにお配りさせていただいているものについては、仮にですけども、そういうふうな郵送を希望される方については同様の情報なり同様の配布物が行っておるということでございます。

あと、街灯の部分につきましては、当然今おっしゃられましたように町で設置をしたもの、また自治会で設置をされたものがございます。それぞれ自治会で設置をされたものについては一定自治会内における防犯であつたりとか、そういったもののために供するものでございますので、一定の御負担っていうのも自治会のほうに求めているわけでございます。基本的には、自治会から依頼なり自治会が要望によって建てたものということでございますので、それをなかなか会員さん以外の方が入れないということで電気代やというふうな議論になると、なかなかこれは町が、町行政のほうでどうやこうやという議論にも少しなりがたいのかなと。まあ一定、そこは自治会のほうでそういうふうな非会員の方がいらっしゃったら、そういう方に対しての入会勧奨も含めて、そういった今述べられたような電気一つとっても自治会に入ることによって恩恵を

受けておられるというふうな方もいらっしゃいますので、そういうふうなことも自治会の中で御検討をいただけたらなというふうには思っておるところでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

まあまあ、わかったようなわからないような答弁ですね、私は本当に町からの伝達事項が必ず住民に届いてるのか、私はいささか疑問を感じます。これはですね、非常に問題じゃないかなと思うんですね。住民に対して、そのために税金を払ってるわけじゃないですか。自治会に依頼しているのは、甘えじゃないですか、ある意味。私は今までの業務を否定しているわけじゃないですよ。あくまでもこういうことを否定しているわけじゃないんだけど、やはりそういうこともきっちり伝達する手段を考えないと、大阪や東京のように加入率が50なり60になりますと本当に大変なことになりますよということを申し上げてるわけですね。

それと、町主催の催し物、催事についても、やはり高齢化になってきますと負担が大きい。共稼ぎ世帯になってくると、今、昔と違って女性の方も男性も夜遅くまで働くような状況になってます。大阪で8時まで勤めてもこちらへ帰ってくるのは9時回るわけなんです。だから、そういうことから考えてですね、今、町が自治会にお願いしているような業務ですね、あわせて町の行事、催し物、この際、自治連合会を含めてやはり検討していただく、関係先と検討していただくことをお願いしておきます。これは、この問題これで結構ですが、次お願いいたします。

○議 長

2点目に移ります。総務防災課長。

○総務防災課長

それでは大きな2点目、町職員等のストレス対策はというところで御答弁申し上げます。

職員が心身の健康を保持、推進することが職員とその家族の幸せを確保し、町行政に円滑に推進する上で極めて重要であると、その上で認識に立ち、管理監督者、職員、産業医及び産業保健スタッフ等のそれぞれが職員の心の健康づくりについて果たすべき役割を明確にするとともに、基本的な事項を適切かつ効果的に実施するための総合的な計画として、平成19年10月に職員の心の健康づくり計画を策定して実施しております。

労働安全衛生法の一部改正によりまして、医師、保健師による心理的な負担

の程度を把握するための検査、以下、ストレスチェックというふうに申しますが、を実施することなどを事業者の義務、これは50人未満の事業者、当分の間は努力義務というふうになってございますが、義務とする新たな制度が導入され本年12月より施行されました。本町では、ストレスチェックはメンタル不調になることを未然に防ぐ一次予防として職員の心の健康づくり計画に位置づけを実施します。12月施行により1年以内の実施ですので、職員の定期健康診断と同時期である来年6月から8月より実施を予定しているところであります。実施に当たっては産業医及び奈良県市町村の職員共済組合が提携する特定非営利活動法人大学院連合メンタルヘルスセンターというところでございますが、そこと共同実施者とする予定にしております。ストレスチェックは、Webストレスチェックシステムに個人が入力する方法と、紙ベースのストレスチェック調査票を記載する方法をとっていきたいというふうに思っています。

職員にはストレスチェックの実施義務はなく、またストレスチェックの結果に応じて高ストレス者には医師による面接を勧めますが、本人の申し出により実施となります。本制度を効果的なものにするために、制度の趣旨を正しく理解し、対象である全ての職員がストレスチェックを受験することや、面接指導を受ける必要があると判断された職員はできるだけ申し出をして医師の面接を受けるように進めることで、メンタルヘルス不調を防ぎ働きやすい環境づくりに努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。再度質問をさせていただきますが、ストレスチェックの重要性は課長からありましたように、重要性は認識されてると。具体的にお尋ねしたいんですけども、今、失礼な言い方もわかりませんが、精神疾患で休職になられてる方は何名いらっしゃるのか。また、1年間ぐらいでそういう産業医に相談された方は何名いらっしゃるのでしょうか。その辺のことわかればお答えください。

それと、もう一つ大事なことは、こういうことはやはり個人情報にかかわることじゃないかと思うんですね、プライバシーの。その辺の来年6月から8月に実施ということなんですけども、その辺の対応策がわかればどのようなことを考えてやっていくのと、オープンなことじゃだめだと思うんですね、大体こういうものは。個人情報が出ると困ることありますし、本人もそうですし、御家族も迷惑するわけですから、その辺の対応策をお尋ねいたします。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問の現在、精神疾患等で休職、長期休職を余儀なくされている職員というのは2名でおられます。それから産業医にかかわった職員ということでございますが、産業医にかかわるところは、やはりその職場に復帰するときに産業医の意見を聞いたり、町が指定しております産業医が診断するというんですか、職場復帰も含めて最終的なチェックのところ産業医に来ていただいて本人と面談をしていただいているというのが現状でありますので、そういったところで産業医にかかわった職員というところは、そういう意味では産業医の役割というのはそういうことでということをお願いしたいというふうに思います。

それから、このストレスチェックにつきましては、試行的に今回実施しました。Webでストレスチェックをして、その中でプライバシーのところでは私たちが誰がどういうふうにどういうことになってるかということは、いわゆる、お聞きすることはできませんが、職場単位でWeb検査、Webストレスチェックをしますので、ここの職場がどういうことでいろいろと問題というんですか、ストレスで抱えている問題があるのかということも含めてそのWebチェックでわかるわけでございますから、そこらを私たちのほうに情報として、いわゆる委託してる特定非営利活動法人の大学院連合メンタルヘルスセンターというのは医師もおりますので、そこでのストレスチェックの評価というんですか、そこらが私たちのほうに最終、回ってきましてですね、その中で本人が医師に面談、医師に要はかかりたいということがあれば、そこは本人の希望によって医師のほうにかかっていたかというようなシステムになっておりますので、プライバシーとかについては我々のほうでは、いわゆるプライバシーの点では把握するっていうんですか、きちりと守られてるというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議 長

森田君。

○4 番

再度お尋ねします。今、産業医には職場に復帰するときに可能かどうかというチェックをお願いしてるいうんですね。このストレス対策というのは、ならないためにどうするか、入り口の部分が一番大事だというふうに思うんですよね、入り口の部分が。なってからしたら遅いんですよね、こういうものは。ならないために、ストレスをためないためにどういうことをしようじゃないか、しなければいけないかということだと思いうんですね。

法律によれば、検査結果を集団的に分析すべきだというふうに書かれてるんですね、集団的に。かかりつけ医師に任せとったら個々の問題分析できないじゃないですか、組織として。その辺のことをお答えいただきたいということと、町には50人以上という団体というんですかね、地域振興センター50人おるかどうかわかりませんが、社会福祉協議会ですか、臨時職員も入れて50人以上というふうに、この法律は適用は50人以上と聞いていますが、その辺のところは50人未満になっておるんでしょうか。それと、50人未満でも努力目標ということですので、その辺のことを町としてどのようにお考えになっているのか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

まず、産業医の役割というかその確認でございますが、基本的には休職をさせるかどうかの判断を産業医にはお願いしてるところもございます。

それから、もう一点は、産業医の方についてもそういうことで、先ほども私、申し上げましたようにこの法律、労働安全衛生法の改正による、一部改正によるこのストレスチェックでございますが、基本的には町ではもう現在正規職員は190名程度おりますし、臨時職員を合わせますと350人ほど今現在おりますので、当然50人未満のっていうことに当てはまらなくて50人以上の事業者でございますので、ここについては先ほど申しましたようにストレスチェックをウェブ、あるいは紙ベースでして、その職場単位でね、職場単位でいわゆる判断、いわゆる評価していただきますので、そこは奈良県市町村の職員共済組合が連携してる、先ほど申しましたようにメンタルヘルスセンターというところでいわゆるストレスのチェック評価もしていただきますので、そこと連携をして本人のストレス対策について実施をしていくということになっておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

もう一点のプライバシーのところでございますが、ここのいわゆる個人的なところを本人の医師の面接の指導を受けるとか有無については、本人の同意が必要とされてますので、そこらも加味しながら実施していきたいというふうに考えております。

○議長

森田君。

○4 番

お答えいただけてない点があるんですけども、平群町で関連で50人以上のところはもう町以外で、私は社協とか、地域振興センターも50人以上、または50人未満でも努力目標と、努力義務というのがあるかと聞いていますけれども、その指導をどうされていこうとしてるのかというお答えもいただきたいわけです。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

事業主がそれぞれ異なるわけですので、町としてはそういう50人未満の事業主、町関連の事業主についてもできるだけ努力義務ということになっておりますが、できるだけ、Webではちょっと難しいかなと思いますけれども紙ベースでもしようと思えばできますので、その辺は連携も視野に入れながら実施できるように協議もできたらしていきたいなというふうに考えております。

それから、先ほど申しましたように産業医につきましては、このWeb検査をするに当たっては、ストレスチェックの実施者になっていただくということで確認もとれておりますので、産業医とあわせて職員のストレス対策について実施していきたいというふうに考えております。

○議 長

森田君。

○4 番

本当にありがとうございます。産業医も含めてこの対策をしていただくという、本当にありがたいと思うんですけど、当然経費も上がってこようかと思うんですけども、その辺のことはきっちり予算のこともお願い申し上げます。

本当に一昔に比べて、本当に働きにくい社会、働いてもらいにくい社会になってるということは事実でございます。組織は職員を守らないと組織目標は達成できない、重要なことは人でございますので、職員のメンタルヘルスをきっちり対応していただき、町の損失もないように努めていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

ちょっと私、先ほど産業医の先生方にストレスチェックの実施者になってい

ただくということで今現在もう確認とれてるというふうに発言しましたが、間違いでございまして、今協議中ということで訂正させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

まあ協議中ですけど、ぜひともプロに入っていただかないとわからないことがたくさんあると思います。ぜひとも職員の健康を、特に肉体的じゃなく精神的に守ってあげていただきたい。そういうことをお願いしまして、次の答弁をお願いいたします。

○議長

3点目の答弁してください。観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、3点目の御質問についてお答えします。

平成25年4月より近畿大学農学部と平群町は、町内実習圃場において農作物の作付けから栽培・販売に至るまでの業務委託契約に基づき、アグリビジネス共同実習という形で交流連携をしております。この共同実習を通じて、日本酒「平群」の商品開発に加わっていただき、産学官連携として新聞や雑誌、テレビ、ネットなど多数のメディアに取り上げられたほか、収穫した農作物をくまがしステーション直売所だけでなく、京都の百貨店でも町名を入れたポスターを掲げて販売され、本町のPRにも大きく寄与していただいていると考えております。

今年度の実習成果としましては、町内製造業者と産学官連携によるサツマイモを原材料としたジェラートの商品開発を行うことができました。開発したジェラートは、町内製造業者が地域のPRにつながればと以前より商標登録をされていた「へぐりっこ」と命名し、11月24日より来年1月末ごろまでの予定で町内のイタリアンジェラートとパスタの専門店をはじめ、奈良市内の和風カフェや近畿大学農学部内のコンビニなどにおいて期間限定で販売されております。

この実習を通じ、近畿大学の教員や学生たちに平群町を知ってもらい、地元農業者、商業者との交流も深まってきている現在、平群町は近畿大学農学部と相互の発展を目指した学術連携協定締結に向け協議を進めております。協定締結の暁には、近畿大学農学部との関係はさらに親密なものとなり、耕作放棄地対策も含めた平群町の農業振興、地域振興につながるもので、本町にとっては

大きなメリットがあると考えております。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。近大農学部との共同実習農場のつくられた経緯はよくわかりました。こういうことをやるのであれば、当然エビデンス、書面を交わすのが一般的だと思うんですよね。どういう目的で誰が費用を負担して、実習結果を誰の権利が、誰に権利があるのかということが一般的だと思うんですよね。実習農場にしては、本当に規模が小さすぎる。そんなもので、そしたら実習農場であればですね、平群町がやるのであれば、今であれば普通の畑のかわりをやってるだけじゃないですか。実習ということであれば、実験とかいうものであれば、新しい品種を開発するとかそういうことがあってもいいんじゃないかというふうに思うんですよね。その辺のことを御答弁をいただきたいと。

先月ですから、秋の収穫祭のときに、近大農学部でしたかね、道の駅でしたかね、黒いししとうとといいますか、紫ししとうっていうんですかね、それとサツマイモを加工したものを100円で販売されてました。私も買い求めて食べましたが、販売してる学生さんに聞いたんですけども、学生さん、TPPの締結についてどう思いますかとお尋ねしても何も返ってこなかった。非常に残念であります。住民としても、近大と平群町の関係もわからない。私にはわからないと思うんですけども、その辺のこともどういうふうに町にPRしていくのかと、住民にPRしていくのか。大々的にやるなら耕作放棄地であれば、あれの100倍ぐらいやらないと効果ないんじゃないですか。あれの100倍か1,000倍ぐらいの耕作放棄地が平群町にたくさんあるわけですから、その辺をどう結びつけていくんだという、その辺のことは御答弁ください。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

何点か再質問いただきました。

まず書面を交わされているというような内容の質問だったと思うんですけども、先ほどの答弁の中でも業務委託契約ということで共同実習については取り組んでいますと。したがって、業務委託契約書というものを近畿大学と交わしております。

また、非常に規模が小さいのではないかといった内容のものであったかと思いますが、あくまでも学生が圃場で実習を学習する、実習圃場において作物の

作付けから生産・販売までを学習するという場の提供ということで、こちらのほうの規模につきましては、大学側と協議の上で一定の作付面積等については決定させていただいているというところでございます。したがって、もっとも何百倍もの耕作放棄地対策をとというような御質問があったかと思いますが、あくまでもそういった関係の中でそういった耕作放棄地対策にもつながり、農業振興につながればということで現在、勉強させていただいているというところで御理解いただきたいと思います。

○議 長

森田君。

○4 番

今課長から、委託契約というふうにおっしゃられましたね。委託ということであれば、当然お金が発生してるんじゃないかなというふうに思うんですね。これについて、委託であれば当然そういう契約をしてあるのであれば、町なり振興センターが何かお金を払ってるんじゃないかと。

それと、今、近大と町の役割分担がわからないと思うんですね。町がどういう役割を担い、目的が近大のアグリビジネス実習に見ますと耕作放棄地を再生したというふうに書かれてるんですね。目的はそこじゃないですか、平群町としては。近大の実習することが目的なんですかって言うんです。それであれば、平群町にメリットがないんじゃないですかということなんですよ。

それで今、ジェラートをやったとか言うて、それであれば何か道の駅で売ったのであれば、どれぐらいの売り上げ規模があるんですか、これを今までやられて、25年6月からやられて2年たつわけですから。やっぱり成果をあらわしていただきたい。どなたかが質問したときに、こういう6次化というのはすぐに結果が出ない、いつヒットをするかわからない、そんなことないでしょう。よその自治体では、ばんばんヒット商品を出してますよ。私はテレビの情報とか本の情報とか知りませんが、本当にいろいろな成果を出している自治体もあります。その大学に依頼しなくても、職員の方が汗をかき知恵を出して成果を出してるところがあると思うんですけども、その辺のことをお答えください。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

まず、近大との業務委託の関係の中で委託料的なものということで御質問です。契約書の中で委託料というものは発生させておりません。金額の明示等はありません。ただ、一定実習の中で作物の生産ということで、売り払いという

ものが発生します。そういったものをもって、実習圃場の運営に当たるというところで取り交わしをさせていただいております。

あと、近大と町の役割、実習にかかわっての役割分担ということであったかと思いますが、近大の実習につきましても基本的には4月から7月の前期、9月から12月までの後期と、前期後期の授業ということで週1回現地の圃場へ来ていただいて学習していただくということで進めております。したがって、日常の管理につきましても平群町で圃場については管理をしているといった、圃場に対して、アグリビジネスに関しての役割分担ということになります。以上です。

すいません。6次産業の成果品ということですが、今年度の先ほど御紹介しましたものジェラートにつきましても、あくまでも初めということで90ミリリットル入りのものが1,400カップ。これは当然、事業者とのいう中での数量ということで販売に至っているというところがございます。今回は初めて町内業者と町内の原材料という中で、近大との取り組みの中で平群町産のものができたというところで今後またこちらのほうは展開させていただきたいというふうに考えてます。

○議 長

森田君。

○4 番

今のお話であれば、商品を買ったものは町に入らずに近大に入るというようなお話でしたね。違うんですかね。今、その売り払い、売り掛けはですねというような、それで対価を払うというようなお話があったんですけども、それと土地代とかいうのは町からの、振興センターから町から地主にお払いになっている金額もないということでしょうかね。その辺がもう一度、お答えいただけませんかでしょうか。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

すいません。私のちょっと答弁不足といいますか、一定農作物を生産しております。その生産された農作物を売り払う金によって圃場の運営を行っている。苗代等も含めて、例えば土の肥やしとかも含めてそういった経費を賄っているというところですよ。

あと、土地代なんですけれども、こちらのほうは土地所有者の御厚意をいただいて使用貸借ということで無料で借り受けているという状況です。

○議 長

森田君。

○4 番

近大が栽培したものは、全て自分の費用でやっておると。土地代も地主からただで借りているということでございますが、目的はこの近大の資料に書いていますように耕作放棄地の再生と書かれてますので、そのために平群町がこれを生かしてどうする、活用していくかというふうに思うんですよね。

まあまあ、T P Pの締結されますと、農業に重大な打撃を与えるというのが一般的な新聞等の報道でございます。特に米に当たっては、諸外国、外国のものと対応できない。これはもう米については、平群町でもたくさんの方がおつくりになってます。米をやめられたら、また耕作放棄地がふえるという危機的な状況になるんじゃないかと、耕作意欲をなくしてですね。近大も含めて、近大がいいのかどうか別として、耕作放棄地対策は真剣に考えていただかないと本当に平群町、本当に大変なことになりますよ。菊畑になるか、草、雑草の農地になるかという私は分かれ目じゃないかなというふうに思うんですね。

私は今、いろいろ課長が述べていただいたように職員と町、大学の方が検討してるんですけど、やはりこういうことね、テレビ見ても地域再生のプロに頼むべきだと。もう本当に学生だけでは、社会経験も豊富じゃないですから、私はこういうことはお金を出しても地域再生のプロに頼んで早急に打率を上げないと、こんなん長くやっっても意味はないと思うんですね。私は、こういうことは地域の再生のプロに頭を下げて、お金を出して頼むべきだということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、森田君の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、明日改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定をいたしました。

明日は9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 3時58分)